

史跡勝尾城筑紫氏遺跡整備基本計画



南上空からみた勝尾城筑紫氏遺跡全景

2013
鳥 栖 市

史跡勝尾城筑紫氏遺跡整備基本計画

2013

鳥 栖 市

ごあいさつ

史跡勝尾城筑紫氏遺跡は、里山景観や溪流といった豊かな自然環境にも恵まれており、歴史遺産としてのみならず、将来における鳥栖のまちづくり、地域づくりに有用な地域資源として貴重です。

平成 18 年の史跡指定後、平成 20 年には、史跡の保護と史跡内の土地所有及び土地利用との調整を明確化した保存管理計画を策定して、この史跡を適切に保存管理して次世代に確実に引き継いでいく指針としています。

このたび、この史跡を将来にわたって確実に保存するとともに、その価値を広く一般に公開し、活用していくための整備の指針を示す目的で、整備基本計画を策定しました。

今後は、この計画に基づいて史跡の保存整備を進め、鳥栖市の歴史的文化遺産の中軸として積極的に活用する方策を具体化していくとともに、人々から親しまれる、より魅力的な史跡として活用していく所存であります。

最後になりましたが、本計画の策定に御支援、御協力いただきました勝尾城筑紫氏遺跡保存整備委員会委員の皆様をはじめ、文化庁、佐賀県教育委員会の皆様方に心からお礼を申し上げます。

平成 25 年 3 月

鳥栖市長 橋本 康志

目次

1. 計画の策定と目的	
1-1 計画策定の背景と目的	1
(1) 背景	1
(2) 目的	2
1-2 計画策定の区域	3
1-3 計画策定の体制	3
2. 勝尾城筑紫氏遺跡を取り巻く環境	
2-1 鳥栖市の概要	4
(1) 地勢	4
(2) 沿革	4
(3) 鳥栖市の現状	4
2-2 歴史的環境	
(1) 旧石器時代～奈良時代	5
(2) 平安時代～近世	5
2-3 上位計画と関連する計画	11
(1) 鳥栖市総合計画における位置付け	11
(2) 関連する諸計画との関係	11
(3) 史跡勝尾城筑紫氏遺跡保存管理計画	12
3. 計画地の状況	
3-1 史跡の概要	13
(1) 経緯	13
(2) 指定理由	13
3-2 勝尾城と筑紫氏について	17
(1) 勝尾城について	17
(2) 筑紫氏について	17
3-3 発掘調査の概要	20
(1) 調査履歴	20
(2) 調査で判明した史跡の特徴	20
3-4 計画地の現況	21
4. 整備の基本的な考え方	
4-1 整備の基本理念	22
4-2 整備のコンセプト	22
4-3 史跡整備の前提条件	24
(1) 整備計画地の緊急的防災対策	24
(2) 遺構の残存状態の把握	25
(3) 発掘調査	25

4-4	史跡整備の基本方針	26
	(1) 史跡整備の時期設定	26
	(2) 史跡整備の基本方針	26
4-5	整備の目標	27
	(1) 遺跡の特徴を活かした整備	27
	(2) 来訪者のニーズに配慮した整備	27
	(3) 周辺環境・景観に配慮した整備	27
	(4) 防災安全性を考慮した整備	27
	(5) 維持管理を考慮した整備	27
4-6	整備活用方針	28
5.	整備計画	29
5-1	計画地の基本構成	30
	(1) 整備地区の設定	30
	(2) 整備地区の構成	30
	(3) 史跡追加指定	30
5-2	動線計画	35
	(1) 自動車動線	35
	(2) 歩行者動線	35
5-3	遺構保存・展示計画	36
5-4	植栽計画	36
	(1) 植栽管理計画	36
	(2) 倒木による遺構損壊対策	36
	(3) 樹木の伐採対策	36
5-5	施設計画	36
	(1) 便益施設	36
	(2) ガイダンス施設	37
5-6	整備事業中の史跡活用	37
5-7	サイン整備計画	38
5-8	史跡の景観計画	40
	(1) 景観の保全と調整	40
	(2) 史跡景観の育成と構築	40
5-9	斜面・溪流防災計画	41
	(1) 雨水排水処理対策	41
	(2) 土砂崩壊や流土対策	41
	(3) 他機関との連携	41
5-10	管理運営計画	41
	(1) 史跡の管理運営に取り組んでいる組織（行政以外）	42
	(2) 管理・運営の取組み	42

6. 地区別整備計画	44
6-1 葛籠城跡地区	44
6-2 筑紫氏館跡地区	55
6-3 勝尾城跡地区	61
6-4 その他の地区	68
7. 事業計画	
7-1 事業スケジュール	69
7-2 年次計画	69
7-3 公有地化計画	71
7-4 推進体制	75

1. 計画策定の目的と内容

1-1 計画策定の背景と目的

(1) 背景

佐賀県の東部、鳥栖市のランドマークである城山を中心に築かれた勝尾城筑紫氏遺跡は、戦国時代後期に東肥前を中心に筑前・筑後まで勢力をふるった筑紫氏の城下町跡である。

この遺跡は、これまでの発掘調査において、城主筑紫氏の館跡をはじめ山城跡、家臣団の屋敷跡、町屋跡、空堀・土塁などの遺構が数多く残されていることが判明し、戦国時代の城郭・城下町を研究する上で学術的価値が高い貴重な遺跡であることから、平成18年1月26日に国の史跡に指定された。

この貴重な史跡を後世に確実に伝えていくために、学識経験者と地元の代表で構成される「勝尾城筑紫氏遺跡保存整備委員会」を設置して、史跡の保存管理計画を平成20年に策定した。以後、史跡の保存管理の方法や史跡現状変更の取扱いなど、史跡の将来にわたる保護については、この計画で定めた指針・基準に基づき、史跡の適切な保存と管理運営について進めていくこととなった。

次のステップとして、整備基本計画の策定を進めることになるが、保存管理計画策定段階では、史跡指定対象予定地区に未指定部分があったため、追加指定業務を優先的に実施した。

その後、平成22年2月22日と平成24年1月24日の2度にわたり史跡追加指定が行われた。様々な理由により指定の同意に至らなかった部分があったものの、結果的に、当初の計画面積のおよそ86%程度が史跡に指定され、総面積約230ヘクタールに及ぶ広大な史跡となった。このことにより、指定業務に一定の目途をつけ、今後は史跡の整備事業にシフトすることとなった。

その第1段階として、史跡の自然環境の保全を図るとともに、整備活用を具体的に進めていく指針となる史跡整備基本計画を策定して、行政だけではなく地権者、地元関係者をはじめ市民の協力を得ながら遺跡の保存と活用の推進を図る。



鳥栖市中心部から勝尾城筑紫氏遺跡を望む

1. 計画策定の目的と内容

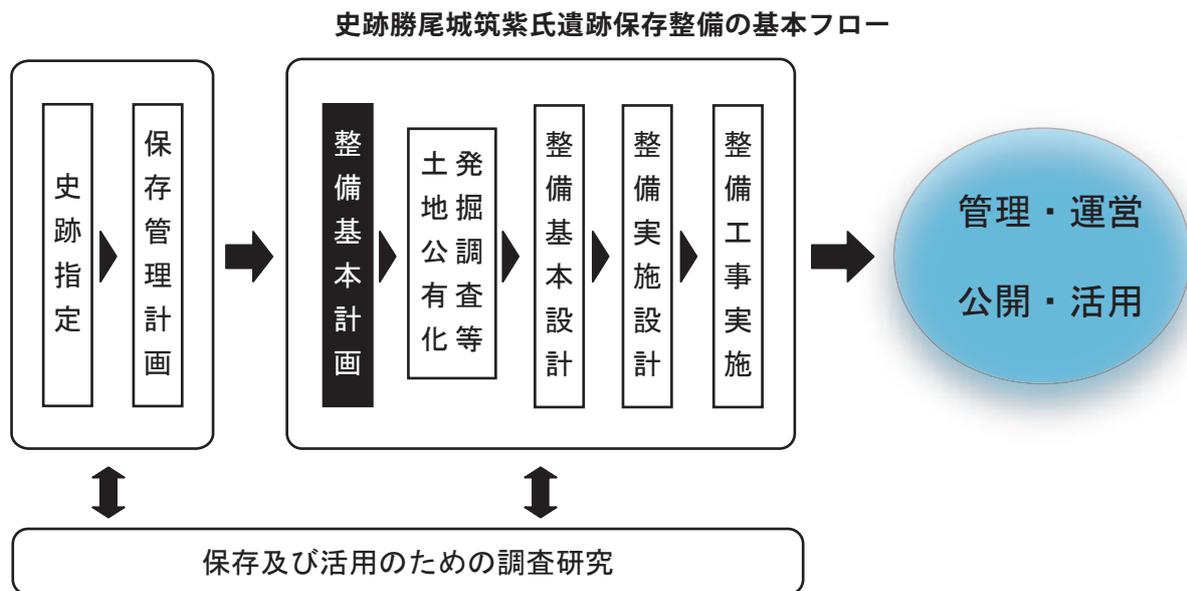
(2) 目的

勝尾城筑紫氏遺跡は、里山景観や溪流といった豊かな自然環境にも恵まれており、歴史遺産としてのみならず、将来における鳥栖のまちづくり、地域づくりに有用な地域資源として貴重である。

この史跡を適切に保存管理して次世代に確実に引き継いでいく指針としては、既に史跡の保護と史跡内の土地所有及び土地利用との調整を明確化した保存管理計画を、平成 20 年に策定している。

今後は、勝尾城筑紫氏遺跡の保存整備を進め、史跡を取り巻くさまざまな環境と相互に調整を図りながら、鳥栖市の歴史的文化遺産の中軸として、積極的に活用する方策を具体化していくとともに、人々から親しまれる、より魅力的な史跡にしていく必要がある。

本計画の目的は、史跡勝尾城筑紫氏遺跡を将来にわたって確実に保存するとともに、その価値を広く一般に公開し、活用していくための整備の指針を示すものである。



1-2 計画策定の区域

勝尾城筑紫氏遺跡の直接的な史跡整備に係る計画策定区域は、史跡指定地とする。ただし、保存管理計画で定めている史跡指定予定範囲内で、地権者の同意が得られない等の理由で史跡の指定を受けていない部分については、将来史跡に追加指定された段階で、当該区域を計画策定区域に加えることとする。

なお、計画区域以外の動線やサイン整備等については、史跡の活用やまちづくりの視点から、必要に応じて言及する。

1-3 計画策定の体制

計画策定に際しては、勝尾城筑紫氏遺跡保存整備委員会並びに文化庁記念物課及び、佐賀県教育庁文化財課の指導・助言を受け、鳥栖市教育委員会が作成し、鳥栖市が策定した。

勝尾城筑紫氏遺跡保存整備委員会の構成

会 長	木村 忠夫	元九州産業大学教授（中世史）
副会長	高尾 平良	鳥栖市文化財保護審議会会長（地域史）
委 員	北野 隆	熊本大学名誉教授（建築史）
委 員	市村 高男	高知大学教授（中世史）
委 員	林 重徳	佐賀大学名誉教授・特別研究員（土木工学）
委 員	岡本 均	元西日本短期大学教授（環境設計）
委 員	薛 孝夫	九州大学准教授（植生誘導・森林景観生態学）
委 員	磯村 幸男	元文化庁主任文化財調査官（文化財行政）
委 員	堀本 一繁	福岡市博物館学芸員（中世史）
委 員	松隈 嵩	鳥栖市文化財保護審議会副会長（地域史）
委 員	才田 良美	牛原町史跡を守る会代表（地元代表）

2. 勝尾城筑紫氏遺跡を取り巻く環境

2-1 鳥栖市の概要

(1) 地勢

佐賀県鳥栖市は北部九州の中央部に位置する。北側が山地に限られ、南へ開ける地勢で、市域は大きく分けて九千部山（847.5 m）を主峰とする山麓地、そこから続く段丘群と扇状地、そしてその下に広がる沖積地の3つからなる。また東より九千部山塊を源とする秋光川、大木川、前川、安良川、沼川など多くの河川が南流し、筑後川に注いでいる。その間には、市街地のあるなだらかな丘陵地帯と、約 1,800 ヘクタールの水田地帯が広がる。

(2) 沿革

鳥栖市は古くから、肥前・筑前・筑後の三国が接する要の地にあり、長崎街道から久留米道・日田道等の分岐点として、人・モノ・文化の交流の拠点としての役割を担ってきた。

江戸時代には、市の中央を流れる安良川及び轟木川を境に、西側を佐賀藩領、東側を対馬藩（田代領）に二分されていた。

明治 22 年（1889）の町村制施行以降、鳥栖地域は佐賀県三養基郡の一部となり、轟木・田代・基里・麓・旭の五村に統合整理された。そして、昭和 29（1954）年 4 月 1 日、鳥栖町・田代町・基里村・麓村・旭村の 5 町村の合併により鳥栖市が発足した。

明治 22 年の九州鉄道の開通に伴い、鳥栖、田代の両駅が設置され、さらに、明治 24 年（1891）に現在の長崎本線が開通して鳥栖駅が両線の分岐点となったことで、鉄道のまちとして発展の基礎がつけられた。

昭和 30 年代には、国道 3 号線、34 号線が整備拡張されるとともに、優れた立地条件を活かして、20 数社に及ぶ企業を積極的に誘致した結果、九州有数の内陸工業都市として発展してきた。昭和 62 年（1987）には、九州縦貫・横断両自動車道が開通し、陸路交通の結節点としての地理的重要性が高まっている。

平成 23（2011）年 3 月に九州新幹線鹿児島ルートが全線開業し、新鳥栖駅が開業したことで、さらなる発展の可能性を秘めている。

(3) 鳥栖市の現状

鳥栖市は、昭和 29 年の市制施行以来、積極的な企業誘致で九州有数の内陸工業都市として成長を続けてきた。

鉄道、国道、高速自動車道の分岐点である鳥栖市は、九州陸路交通の要衝としての優れた立地特性から、これまでに多数の企業が進出し、県内随一の製造品等出荷額を誇る。また、全国的な人口減少の中、これまで着実な人口増加を遂げてきた鳥栖市は、今後の 20 年間においても引き続き人口増加が見込まれており、九州における有数の内陸工業都市、交流拠点都市として発展が期待される。

平成 23 年 3 月、九州新幹線鹿児島ルートが全線開業したことで、鳥栖市はこれま

での物流に加え、人の交流の面でもより一層の強化が図られ、大分、佐賀、長崎方面と関西以西の地域との新たな交通拠点として注目されている。

今後の鳥栖市は、単なる交通の拠点であるばかりでなく、地域間の交流の拠点、市民に憩いを与える都市として、人・モノ・文化の交流の拠点としてふさわしいまちづくりが求められている。

2-2 歴史的環境

(1) 旧石器時代～奈良時代

旧石器時代は、山麓部の遺跡で後期旧石器類が数点採集されているが、実態は把握できていない。

遺構が確認できるのは縄文時代からで、西田遺跡（早期の集石遺構）、平原遺跡（中期の集石遺構）、蔵上遺跡（後期の集落・墓地）で重要な成果が得られている。

弥生時代に入ると遺跡が飛躍的に増加する。中期までの遺跡分布は、柚比遺跡群と総称される市北東部の弥生が丘地区から現市街地の載る曾根崎町方面までの丘陵一帯を加えた大木川左岸地帯と、南西部の朝日山南麓に広がる丘陵群一帯から安良川右岸の村田・江島町周辺に分布する遺跡群の大きく2つのグループに分かれる。

弥生時代後期になると、従来の中～高位段丘上で営まれてきた遺跡が減少する一方で、藤木遺跡や牛原原田遺跡等に見られるように、低位段丘縁辺の遺跡が活発化し、鳥栖地域の遺跡立地傾向に変化が読み取れる。

古墳時代前半期の鳥栖地域には、古墳の規模から突出した大首長層の存在を想定しにくく、集落遺跡も散在の印象は否めないが、後期（6世紀代）に入ると状況は一変し、大木川左岸の中位段丘上に前方後円墳が4基（剣塚古墳、東田古墳、岡寺古墳、庚申堂塚古墳）、さらに彩色壁画系装飾古墳で大型円墳の田代太田古墳が築造される。その後、この地域の首長墓系列は規模を縮小して大～中型の円墳である八ツ並金丸遺跡ST4510古墳、ヒャーガンサン古墳、梅坂古墳、神山古墳と続く。7世紀に入ると、立地を大木川右岸に替えて稲塚古墳、牛原原田ST06古墳、牛原原田ST05古墳と連続し、百度塚古墳（方墳）をもって終息する。一方、脊振山地南麓一帯には、6世紀後半から7世紀代を中心とする群集墳が多数分布する。

この時期以降、鳥栖地域の人口は大幅に増加したものと想定されるが、中心となるのは大木川右岸域の養父扇状地上に立地する牛原前田・蔵上・内精遺跡一帯に大規模に営まれる集落で、のちの養父郡の母体となるものとおもわれる。

(2) 平安時代～近世

古代以降、現在の鳥栖地域は肥前国に属し、東部は基肄郡、西部は養父郡に分けられるが、この2郡の境界は概ね大木川と考えられる。「肥前国風土記」には、基肄郡は「郷陸（六）所、里十七」とあり、養父郡は「郷肆（四）所、里十二」とある。基肄郡家の位置は現在のところ不明であるが、八ツ並金丸遺跡で大型掘立柱建物群が検出されており、関連が注目される。養父郡家については、明治期の地割図などから、現在の蔵上集落に所在したと考えられてきたが、これを裏付けるように、蔵上遺跡で掘立柱建物群が検出され、「厨番」と記した墨書土器が出土している。なお風土記の養父郡「烽壺所」は、朝日山に比定されている。古代の集落跡は、基肄郡域では今町岸田遺

跡、荻野遺跡、本川原遺跡、本原遺跡、養父郡域では京町遺跡、牛原前田遺跡、立石惣楽遺跡、柳の元遺跡などで確認されている。

平安時代中期以降、律令制の衰退が進むにつれ、基肄郡・養父郡においても荘園が開かれるようになり、永承2年（1047）に神辺荘が、永保3年（1083）に鳥栖荘、幸津荘、幸津新荘が太宰府天満宮安楽寺に寄進されていることが史料にみえる。

また、鎌倉時代後期の正応5年（1292）の史料からは、太宰府安楽寺領（小倉荘・鳥栖荘・幸津荘・幸津新荘・神辺荘）や宇佐八幡宮弥勒寺領（奈良田荘・養父荘・村田荘）など、有力社寺を領主とする荘園が目立つ一方で、基肄北郷、基肄南郷、養父東郷、養父西郷、義得保、瓜生野保などの公領の存在が知られ、律令期の郡が中世的な「郷」へと分割再編成されつつある状況を窺うことができる。

これらの現地における管理者として、曾禰崎氏や土々呂木氏、藤木氏、倉上氏、山浦氏などの名が史料中に散見される。これら在地領主の氏名は鳥栖市内の地名として残り、今泉遺跡（土々呂木氏）、藤木遺跡（藤木氏）、四ツ木遺跡（曾禰崎氏）など、それぞれの本拠地とみられる地区の遺跡からは関連するとみられる当該期の集落跡や屋敷地、墓地等が検出されている。

南北朝から室町・戦国時代にかけての肥前東部地域は、九州探題と少弐氏の覇権争いを軸として戦乱が絶えなかった。九州探題が綾部城を一時期本拠としたように、現在の鳥栖地域は交通の要衝としての重要性から、諸勢力が錯綜する戦略拠点となった。

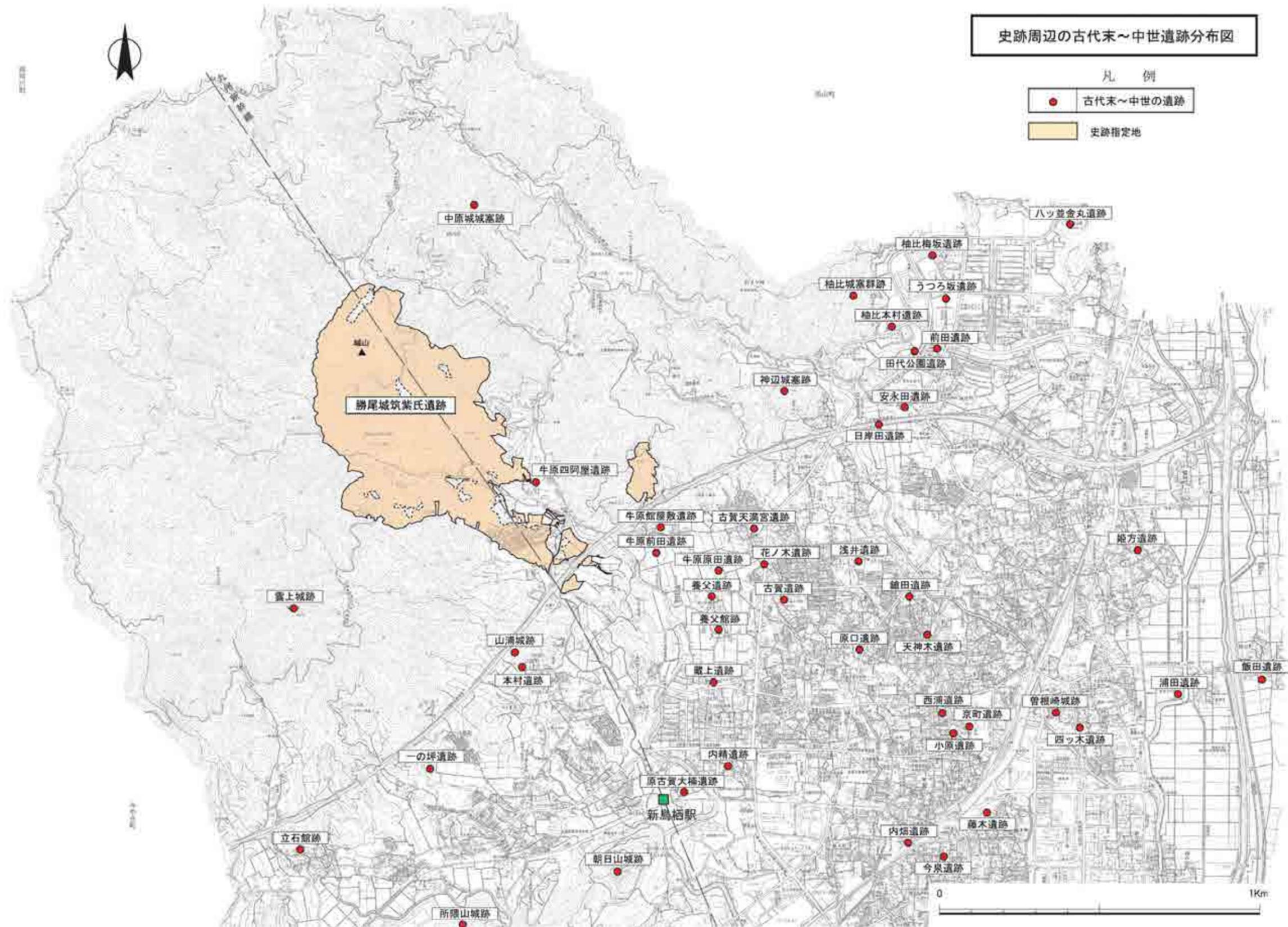
応安6年（1373）に筑後川を越えて北方に進出しようとする宮方（南朝）に備えて今川了俊を将とする武家方（北朝）が、「宮浦・由比・雲上」に各陣所を構えたことが史料にみえるが、関連するとみられる遺構が宮浦城跡（基山町）、柚比本村遺跡4区（弥生が丘8丁目）、雲上城（平田町）で確認されており、注目される。

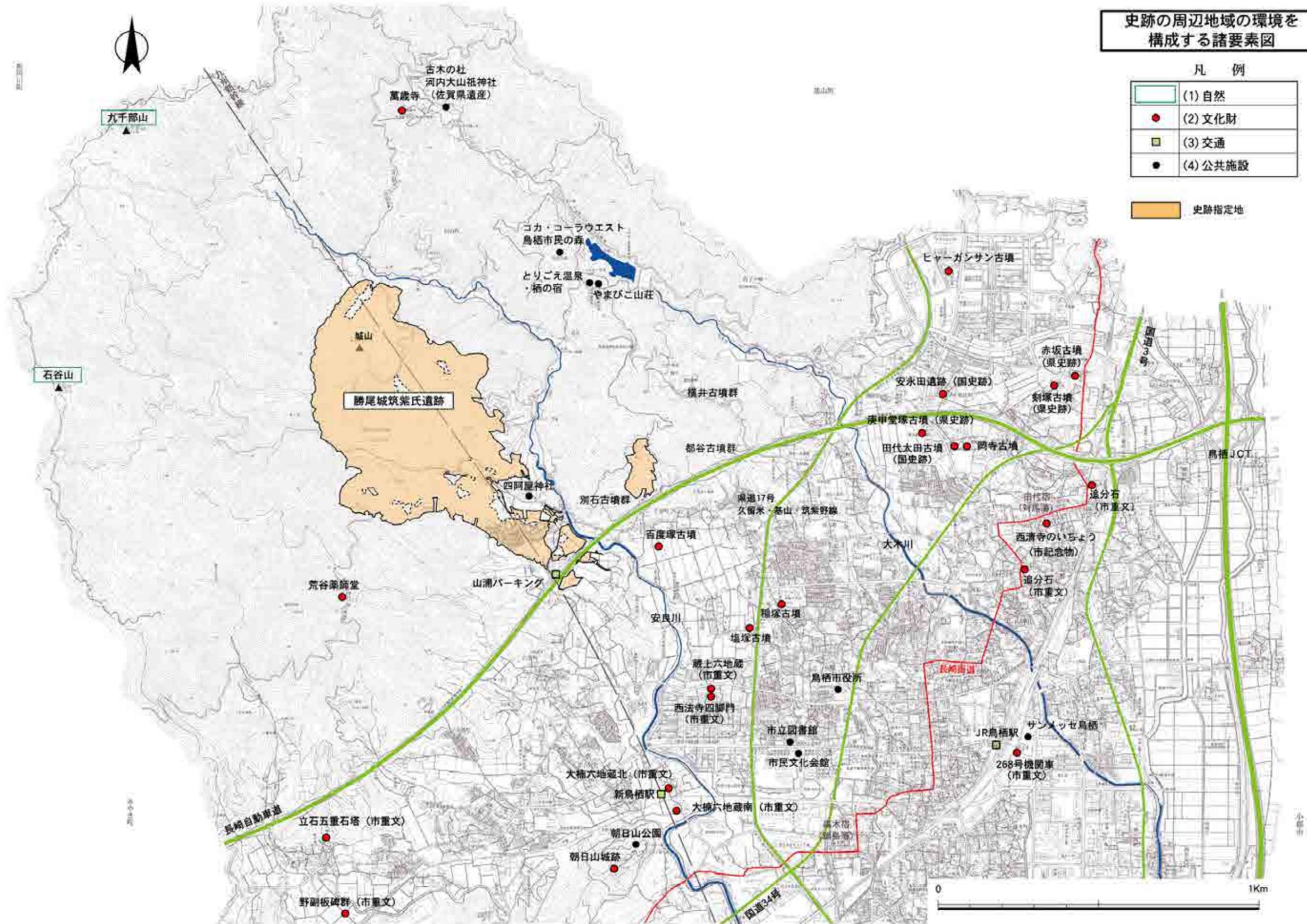
勝尾城については、近世の軍記物類に応永30年（1423）に九州探題渋川義俊が少弐満貞に攻められて勝尾城に入るとの記事があるが、確たる資料では定かではない。

その後明応6年（1497）頃には、大内氏との戦いに敗亡した少弐氏に替わり、後世に少弐氏一門と認識される筑紫氏が勝尾城を拠点とするようになり、天正15年（1587）の豊臣秀吉の九州国分けに降るまでの約90年の間、肥前・筑前・筑後3カ国の国境地帯に勢力を振るった。

この時期の遺跡としては、現市街地の中心部に位置する京町遺跡から、15世紀後半～16世紀前半にかけての屋敷地が検出されている。出土した土器類は中国・朝鮮陶磁類はもとより備前や常滑産のものがみられ、中には湯釜や瀬戸美濃の天目茶碗、龍泉窯系青磁の不遊環瓶（花生）など当時の生活水準の高さを窺い知る遺物もみられる。なお、この遺跡が衰退する時期と勝尾城の惣構である山浦新町遺跡の町屋群が整備される時期が連続する点が注目される。

天正15年（1587）、九州を平定した豊臣秀吉による「九州国分」により、基肄郡と養父郡東半は小早川隆景に、養父郡西半は鍋島直茂に与えられた。小早川領は慶長2年（1597）年に豊臣直轄領になるが、秀吉死後の慶長4年（1599）年に、宗氏の領地であった薩摩出水郡を慶長の役の恩賞として島津氏に与える代替地として宗義智に与えられた。長崎街道が整備されると、それぞれの領内には轟木宿と田代宿が設けられ、田代宿内には対馬藩田代領の統治機関として代官所が設置された。





2-3 上位計画と関連する計画

(1) 鳥栖市総合計画における位置付け

平成23年に策定された鳥栖市第6次総合計画では、今後10年間のまちづくりとして、「住みたくなるまち 鳥栖 -鳥栖スタイルの確立-」を将来都市像に掲げ、市民と行政が一緒になって、この実現を目指すこととしている。

この基本目標のひとつとして、「学ぶ意欲と豊かなところを育むまち」を挙げ、その目標を達成するための取組として「伝統文化を保存・活用・継承します」としている。

この「伝統文化の保存・活用・継承」の具体的取り組みとして、リーディングプロジェクト「多様な文化が息づくまちづくりプロジェクト」に位置付け、勝尾城筑紫氏遺跡保存整備事業を重点事業の一つとしている。

(2) 関連する諸計画との関係

○鳥栖市森林計画（平成13年4月策定）

基本の方針	方向性
市内に「水土保持地区」、「森林と人との共生地区」、「資源の循環利用地区」を設定し、森林整備の推進を図る。	○河内地区については、景観の維持向上を図り、森林とふれあいの場を提供するため、特定広葉樹の育成を図るとともに歩道等の整備を促進する。
	○里山林の保全、整備、利用を推進する。 その土地に適した森林保全を進め、人と自然が共存できる整備を図っていく。

○第2次鳥栖市環境基本計画（平成24年策定予定）

取組の方向性	行政の取組
山林・丘陵などの保全、自然環境と調和した市街地形成	○山林・丘陵などの自然環境を保全。
自然や生き物に親しむ機会・場所・きっかけづくり	○市民のレクリエーションの拠点となる場の整備。
景観や街なみの保全に対する関心・理解度の向上	○市民が郷土の景観・街なみに対し、関心・愛着をもち理解を深められるよう、普及啓発を進める。 ○郷土の景観・街なみを、学校教育や観光振興の題材としても活用する。

○鳥栖基山都市計画（平成16年4月策定 佐賀県）

基本的目標	方向性
豊かな自然的環境のもと歴史と文化を活かすまち	○優れた自然・身近な自然の保全及び活用 九千部山や石谷山等の豊かな自然的環境を保全する。また、身近な自然と親しめる空間が多いため、自然を気軽に享受できるレクリエーションの場として活用を進め、身近な自然と都市的利便性が調和したまちづくりを進める。
	○歴史的・文化的資源の保全・整備と活用 基肆城跡、田代太田古墳、勝尾城筑紫氏遺跡等の貴重な遺跡の保護・整備を進め、その他史跡・文化財等の歴史的文化的資源を活用したまちづくりを進める。

(3) 史跡勝尾城筑紫氏遺跡保存管理計画

勝尾城筑紫氏遺跡の保護と史跡指定地内の土地所有及び土地利用との調整を明確化し、将来にわたり史跡の適切な保存・管理と整備・活用及び管理・運営を行うための指針を示す目的で、史跡勝尾城筑紫氏遺跡保存管理計画を平成20年3月に策定した。

現在、史跡の保存管理の方法や史跡現状変更の取扱いなど、史跡の将来にわたる保護については、この計画で定めた指針・基準に基づき、史跡の適切な保存と管理運営を進めている。

この中で示されている保存管理の基本方針及び整備の基本的な考え方の概略は、以下のとおりである。

保存管理の基本方針	整備活用の基本的な考え方
○城館遺構の恒久的な保存 ○自然と史跡の一体的な保全と、総合的な史跡環境の保存整備 ○住民の生産活動と防災面について配慮した史跡の保存 ○市民参加型の史跡の保存管理	○史跡と自然環境の保全を図り、地域の人々に親しまれる整備を行う。 ○史跡の特性を活かした情報発信の機能と研究拠点としての性格を基調にした整備を目指す。 ○市民や来訪者が「遺跡と対話し、学び、遊ぶ」歴史体験型の整備を目指す。 ○市民が多様な立場から史跡の整備活用に参画し、自らが地域文化の担い手として文化を創造する空間としての整備を進める。 ○鳥栖市の「まちづくり」の核として、地域活性化にも資するような史跡の整備活用を目指す。

3. 計画地の状況

3-1 史跡の概要

勝尾城筑紫氏遺跡は、鳥栖市の北西部に所在する城山（標高約 500 m）の山頂と、南山麓の谷筋を中心に広がる、戦国時代の 15 世紀末から 16 世紀後半の約 90 年間にわたって筑紫氏が本拠とした城館跡である。本城の勝尾城跡及び鬼ヶ城跡、高取城跡、葛籠城跡、鏡城跡、若山砦跡などの支城群と、当主の居館跡、家臣団屋敷跡、寺社跡、町屋跡の遺構、巨大な惣構などの空堀・土塁の遺構などが良好に残る。遺跡の規模は東西約 2.5 km、南北約 2 km に及ぶ。

史跡指定の経緯及び理由は以下のとおりである。

(1) 経緯

指定年月日 平成 18 年 1 月 26 日（文部科学省告示第 4 号 史跡指定）

指定面積 1,377,670.84 m²

所在地 鳥栖市牛原町字東河内 1402 番ほか 384 筆等

土地所有状況 公有地：241,022.53 m² 私有地：1,136,648.31 m²

指定年月日 平成 22 年 2 月 22 日（文部科学省告示第 18 号 追加指定）

指定面積 614,610.30 m²

所在地 鳥栖市牛原町字東河内 1445 番 1 ほか 167 筆等

土地所有状況 公有地：83,753.52 m² 私有地：530,856.78 m²

指定年月日 平成 24 年 1 月 24 日（文部科学省告示第 11 号 追加指定）

指定面積 312,554.12 m²

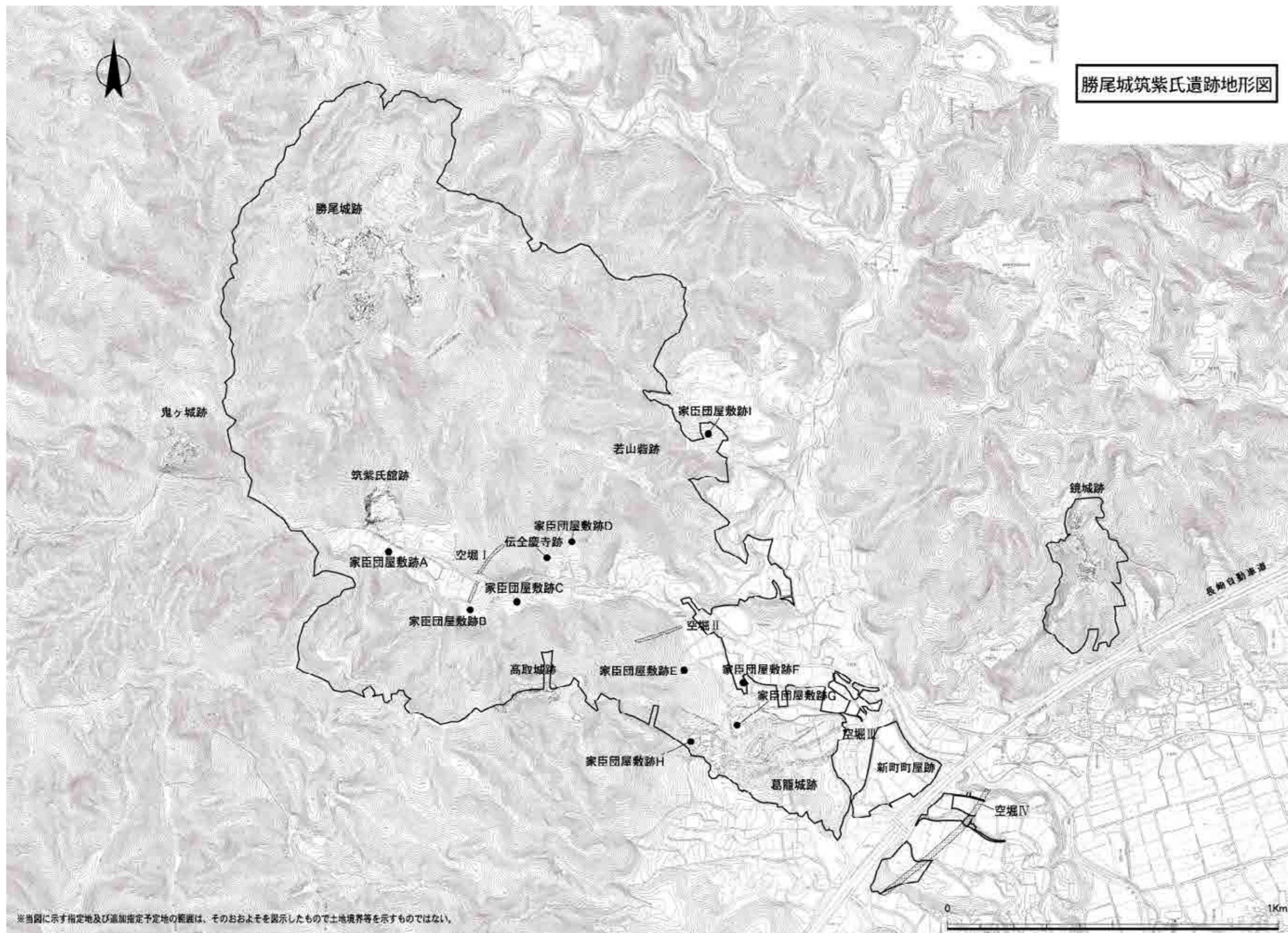
所在地 鳥栖市牛原町字宮西 1054 番 1 ほか 257 筆等

土地所有状況 公有地：45,497.63 m² 私有地：267,056.49 m²

計 2,304,835.26 m²

(2) 指定理由

戦国末期に北部九州で強大な力を発揮した筑紫氏の遺跡であり、縄張りや館跡・家臣団屋敷跡・町屋跡等の遺構、巨大な惣構や空間を画する長大な空堀・土塁の遺構などが良好に残る。当時の城下町の様子をよく知ることができる遺跡であり、戦国期の城下町と当時の人々の生活を考える上で重要な遺跡である。



3-2 勝尾城と筑紫氏について

(1) 勝尾城について

勝尾城筑紫氏遺跡は、鳥栖市の北西部に所在する城山（標高約 500 m）の山頂と、南山麓の谷筋を中心に広がる、戦国時代の 15 世紀末から 16 世紀後半の約 90 年間にわたって筑紫氏が本拠とした城館跡である。

遺跡の範囲は東西 2.5 km、南北約 2 km に及び、本城の勝尾城跡及び鬼ヶ城跡、高取城跡、葛籠城跡、鏡城跡、若山砦跡などの支城群と、当主の居館跡、家臣団屋敷跡、寺社跡、町屋跡で構成され、4 重の空堀・土塁で画されている。

勝尾城の築城時期は、同時代の史料では明らかではない。江戸期に編纂された『北肥戦誌』等の軍記類によると、応永 30 年（1423）、九州探題渋川義俊の築城と伝えられ、渋川氏と少弐氏との抗争過程で渋川氏によって築城されたとするが、確証は無い。筑紫氏が勝尾城に入城するのは、筑紫満門の代で、明応 6～7 年（1497～98）頃と考えられている。以後、広門が勝尾城を離れる天正 15 年（1587）までのおよそ 90 年間に、筑紫氏が勝尾城に在城し、本拠とした期間である。

「勝尾城」は、現在では史跡勝尾城筑紫氏遺跡の中での本城部分（勝尾城跡地区）を指すが、当時は山城・城下域全域の呼称である。後述するように、この城は、天正 14 年（1586）7 月に侵攻してきた島津氏との 7 日間にわたる攻防戦の末に落城、翌月には筑紫方が奪還するという実際に合戦の舞台となった。現在残る遺構は、大部分がこの合戦の時期のものである。

戦前においてこの遺跡に注目したのは松尾禎作で、「吉野室町戦国時代及附近史蹟」（『佐賀縣史蹟名勝天然記念物調査報告書』第四輯 昭和 9 年）において、館・城郭・寺社・空堀・土塁など大規模な城館遺構が存在することを明らかにした。

その後、平成元年度の鳥栖市教育委員会による山浦新町遺跡の発掘調査で、地元で勝尾城の「登城道」との伝承のある長さ約 200 m の直線道の両側に、間口約 4 m、奥行き約 12 m の短冊形の掘立柱建物群の町屋跡や石張りの土塁を備えた深さ約 5 m、残存長 500 m を測る長大な惣構の空堀が確認された。

これを契機として、遺跡を評価するための調査が進められることとなり、平成 7 年度から平成 16 年まで鳥栖市教育委員会による計画的な範囲確認調査が実施され、3-3 で後述する遺跡の特長が明らかとなった。

(2) 筑紫氏について

勝尾城主筑紫氏の出自については諸説あるが、一般には武藤氏の一門と考えられている。武藤氏は鎌倉時代に鎮西奉行として関東から下向し、筑前・肥前・豊前・壱岐・対馬等の守護を務め、大宰府を掌握し大宰少弐の官職を兼ねたことにより、一般には少弐氏と他称されている（以下、少弐氏と記述）。少弐氏は九州探題・周防大内氏等と北部九州の覇権をかけて争い、戦国時代中期（16 世紀中頃）まで存続する。筑紫氏の存在を示す史料の初見は応永 7 年（1400）で、少弐氏の家臣として登場する。

勝尾城のある肥前東部は 15 世紀代を通じ渋川氏の勢力基盤であり、筑紫氏は少弐氏の尖兵として渋川氏と戦うなかで、この肥前東部に関わりをもつようになった。その後、渋川氏に替わり肥前東部を掌握した少弐氏も、明応 6 年（1497）に大内氏との抗争に敗れ没落する。この頃を境に、少弐氏の有力家臣であった筑紫満門が離反し、

少弐氏の敵方である大内氏に服属する。筑紫氏が勝尾城に入部するのはこの頃である。

筑紫満門は大内氏の麾下に転じたが、その後も少弐氏に仕えた筑紫氏が存在した。すなわち、筑紫氏は分裂状態となったのである。系図上は、筑紫氏の家督は満門―秀門―正門―惟門―広門と、5代にわたり相続されたことになっているが、正門・惟門は少弐方であり、大内方の満門・秀門系統と敵対関係にあったので、系図をそのまま信用することはできない。少弐氏に従った正門は、基肄郡宮雄城を拠点とした。惟門も家督相続後、しばらくは少弐冬尚を支える国衆の一人であったが、天文18年(1549)以前に大内方に転じている。

こうした筑紫氏内部の権力闘争や分裂は、1550年代の北部九州一帯に及んだ戦乱の過程で淘汰され解消されていく。天文20年(1551)大内義隆が家臣の陶晴賢の謀反により自刃し、晴賢が擁立した大内義長も弘治3年(1557)に毛利元就に滅ぼされ、大内氏は滅亡した。これを契機に北部九州は争乱状態となったが、永禄2年(1559)までに大友義鎮(宗麟)が軍事的に制圧し政治的安定を取り戻す。この時期の動乱は、筑紫氏の動向についても重要な転機となった。北部九州を席卷する大友氏と対立した惟門は、弘治3年8月に大友氏に攻められ一旦没落し、永禄2年2月に再挙して博多を襲撃し、一時博多周辺を占拠するが、結局は7月初めに大友方の龍造寺隆信・神代勝利に討たれ再び没落した。翌年、惟門は大友氏から筑前五ヶ山に蟄居させられた。

最初の惟門の没落後、大友義鎮は惟門の庶兄である草野真(信)清を宮雄城督に任命し筑紫家の家名存続を許した。宮雄城はかつて少弐氏方の正門が拠点とした城である。しかし、永禄2年(1559)9月、一門の筑紫長門入道等が草野真(信)清を駆逐して筑紫家の主導権を握り、大友氏から筑紫家の再興を承認され、広門を当主として擁立した。ここに長らく分裂・対立してきた筑紫氏は、大友氏の力を背景に広門を擁立した一派により統一されることになった。広門は元服に際して、筑紫氏の通字「門」を使用せず大友義鎮の偏諱を得て「鎮恒」と称し、また、室に大友氏の家臣斎藤鎮実の妹を迎えたように、歴代当主の中でもっとも大友氏への従属度が高い。永禄5年～12年(1562～1569)の間、前後2度にわたる毛利氏の九州進出により再び戦乱が激化するが、広門は終始大友氏に属したため、勝尾城は大友方の重要な戦略拠点となった。

天正6年(1578)11月、大友氏が日向耳川の戦いで島津氏に大敗すると、龍造寺隆信が大友氏の領国を席卷し、筑後・肥後・筑前に進出した。ここに至り九州の政治状況は、はじめて大友・島津・龍造寺3氏の鼎立状態となった。広門は嗣立時から一貫して大友氏に属してきたが、大友氏の弱体化を機に離反し、自立した。翌天正7年(1579)正月には、早くも秋月種実と連合して大友氏の岩屋城を攻撃している。一方で、急速に勢力を拡大した龍造寺隆信とは、天正8年(1580)4月に起請文を送り同盟関係を結んでいる。

天正12年(1584)3月、肥前沖田畷の戦で龍造寺隆信が島津・有馬軍に敗れ戦死する。翌天正13年(1585)から肥後八代を拠点に島津氏の北上が開始されると、広門は龍造寺政家・秋月種実と盟約し、島津氏に好を通じた。同年9月、広門は高橋紹運の留守をついて宝満山城を奪取したが、天正14年(1586)3月には島津氏の人質要求を拒否し、大友氏と同盟した。次いで4月、高橋紹運の息統増に娘菊子を娶せ、宝満山城を返還した。

これにより島津氏の攻撃を受けることになり、7月6日、麓の下柵を破られ、11日に勝尾城は陥落した。広門は筑後大善寺に幽閉されたが、脱出し、8月27日に筑前五ヶ山の一ノ岳城を、翌28日には勝尾城を奪回している。この頃、豊臣秀吉が九州平定の軍を派遣し、広門は島津氏攻めに従軍した。戦後の秀吉による九州国分により、広門は筑後国上妻郡を与えられ、勝尾城を離れた。

豊臣政権下、筑紫広門は、2度にわたって朝鮮の役に出陣するなど、豊臣大名としての勤めを果たすが、慶長5年（1600）の関ヶ原の戦いでは西軍に属して大津城攻めなどに参加したことにより、戦後処置で筑紫氏は改易となった。

広門は肥後加藤家さらには豊前小倉の細川家の庇護を受けて晩年を過ごし、元和9年（1623）8月、小倉において没した。その後、寛永4年（1627）になって、筑紫氏宗家は細川忠興・忠利父子の尽力により、嫡男主水正広門（前名：茂成）が幕府より召しだされ、知行3千石の大身旗本として再興を果たした。また、一族は肥後細川氏、筑前黒田氏、筑後柳川立花氏等に仕えた。

【参考文献】

堀本一繁 2003 「勝尾城主筑紫氏に関する基礎的考察」 『勝尾城下町遺跡保存整備基本計画書』

堀本一繁 2007 「戦国期北部九州の政治動向と筑紫氏・勝尾城」 『海路』5号



勝尾城跡から城下及び鳥栖市～久留米方向を望む

3-3 発掘調査の概要

勝尾城筑紫氏遺跡の具体像が明らかになったのは近年のことである。平成元年度の鳥栖市教育委員会による山浦新町遺跡の調査を契機として、平成7年度から16年度にかけて重要遺跡確認調査を実施した結果、単に山城だけではなく家臣屋敷跡、町屋跡、寺社跡など、戦国時代の城下町跡が良好な状態で残されていることが確認された。

(1) 調査履歴

調査年	調査主体	調査対象地	関連報告書
平成元	鳥栖市 教育委員会	惣構周辺地区 新町町屋跡地区	『山浦新町遺跡』1996年 鳥栖市教育委員会
7		筑紫氏館跡・伝春門屋敷地区 伝全慶寺跡地区	『勝尾城下町遺跡』1999年 鳥栖市教育委員会
8		葛籠城跡周辺地区	
9		四阿屋神社周辺地区 伝春門屋敷東地区 伝全慶寺跡東地区	
11		筑紫氏館跡（第2次）	『勝尾城筑紫氏遺跡』2006年 鳥栖市教育委員会
12		勝尾城跡北側地区	
13		若山砦跡・鬼ヶ城跡縁辺地区	
14		勝尾城跡・北斜面地区	
15		勝尾城跡・鬼ヶ城跡	
16		葛籠城跡・高取城跡・鏡城跡	
18～19		佐賀県 教育委員会	惣構周辺地区

(2) 調査で判明した史跡の特徴

- ①規模はおよそ東西約2.5 km、南北約2 kmに及び、山城をはじめ城主筑紫氏の居館跡、家臣団の屋敷跡、寺社跡、町屋跡などが良好な状態で残る。
- ②鬼ヶ城、高取城、葛籠城、鏡城、若山砦の5つの支城によって防備された谷部には城下町が構成される。城下町は、谷を横断する長大な空堀・土塁により、大きく4つの空間に分けられ、それぞれ谷の奥から館→家臣団屋敷→町屋という順に配置されている。
- ③空堀は4条認められ、そのうち最も外側の町屋跡を取り込む惣構の空堀・土塁は、土塁に一部石張りを施した、深さ約5 m、残存長500 mを測る長大なものである。
- ④標高約500 mの城山山頂に位置する勝尾城の規模は、東西約400 m、南北約600 mに及ぶ。主郭部を中心に石垣が構築されており、特に東側の部分（伝二ノ丸跡）には、連続する小規模な石材を積み上げた石垣塁線と横堀が設けられ、

ここには横堀底に入り込む内柵形虎口が取り付く。調査では礎石建物・石敷き遺構を検出した。

- ⑤勝尾城跡の南山麓に位置する館跡からは、柵形虎口・瓦葺建物・庭園等の存在が確認された。
- ⑥葛籠城跡は、空堀・土塁が現況で幅約 5 m、長さ約 500 m 以上にわたって構築された我が国屈指の防塁型城郭である。
- ⑦短冊形の地割りが並ぶ町屋、寺社等、戦国期の城下町構造を考える上で重要な諸要素が凝集している。城下町の地域的な特性やその変化、さらには領主権力の質と規模、城下の生活状況など、有力国人クラスの城下町の典型として、戦国期城下町研究の情報を全国に提供することが可能な遺跡である。
- ⑧九州の城郭研究では、石垣技術の導入は豊臣秀吉の名護屋築城以降の所産とされてきたが、勝尾城跡をはじめ、葛籠城跡、筑紫氏館跡、城下の家臣団屋敷跡の土塁など随所に石垣が駆使されている。織豊系城郭の石垣とは異なる、筑紫氏による在地系技術によって築かれた、九州でも卓越した石垣を有する遺跡である。
- ⑨遺物は輸入陶磁器、国内産陶器、瓦器、土師器、瓦、中国銭など多量に出土した。時期は 15 世紀後半（伝ハルカド屋敷跡）や 16 世紀前半（葛籠城隣接家臣団屋敷跡）など、地区によっては一部に古いものもみられるが、その主体となる時期は 16 世紀後半であり、これは城主・筑紫氏の最盛期と一致する。
- ⑩天正 15 年（1587）、豊臣秀吉による城主筑紫氏の移封で勝尾城は廃城となり、その後使用されることなく現在に及んだ。そのため、時期の特定が可能な戦国期の城館と城下町研究を進める上で基準資料となる遺跡である。

3-4 計画地の現況

勝尾城筑紫氏遺跡の現況は、城下中枢域の谷部以外は概ね山林で、全体面積の約 80% を占める。山林の大半は、スギ・ヒノキの植林地であるが、個人所有林では管理が不十分なものが多く認められる。なお、一帯は市街化調整区域 保安林区域にふくまれ、筑紫氏館跡から勝尾城に掛けての部分は県立脊振・北山自然公園区域に含まれる。谷内部には、棚田をはじめ畑や原野、宅地があり、地元住民が日常生活を営んでいるが、高齢化と後継者不足のため、土地の荒廃化が進みつつあるのが現状である。

域内の主要道路としては、東橋から谷奥の筑紫氏館跡の区間に、河内川に沿うように、市道四阿屋筑紫神社線が走っており、地元住民の生活道となっている。また、山間部を横断して森林基幹道九千部山横断線（広域林道・神崎市～基山町）が建設中である（平成 26 年度完成予定）。

活用の現況としては、史跡指定以降、関連のシンポジウムや講演会・学習会等を開催して史跡の PR に努めるなど、史跡を一般に周知する様々な取組を実施している。現地においては、勝尾城跡地区や筑紫氏館跡地区、葛籠城跡地区などの主要部分に案内板や誘導標識を設置しているほか、史跡見学会の開催や資料展示室の設置など、普及・啓発事業を進めている。史跡見学会は年 2 回定期的実施しており、春の見学会、秋の見学会として地域の行事としても定着しつつある。また、竹や雑木の伐採や下草刈りなどを地域住民の協力を得て随時実施しており、環境の保全に努めている。

4. 整備の基本的な考え方

4-1 整備の基本理念

勝尾城筑紫氏遺跡の整備は、保存管理計画の中でも示しているように、まずは史跡を保存し、後世に伝えていくことを主目的として行うものである。

このことを最大限考慮しつつ、市民のみならず広く市外からの様々な来訪者が、勝尾城筑紫氏遺跡を理解・体験できるように、安全な整備を行うことが大前提である。

そのため、整備の基本的な考え方としては、遺構の残存状態や遺跡を取り巻く土地と人々の生活環境、さらには自然環境など総合的な視点から整備方法を検討し、史跡の持つ価値を最大限に引き出し、最も効果的活用ができるような方法を採用しなければならない。

現在の鳥栖のまちの起源となるのは筑紫氏が築いた勝尾城であり、筑紫氏がこの城を拠点として城下町を形成した戦国時代であった。本遺跡に対するこうした理解を深めながら、市民の誇りとなる地域の文化遺産として、学校教育・生涯学習でより広く活用し、鳥栖市のまちづくりや地域活性化の核の一つとなし得るような整備を行っていくことを基本理念とする。

4-2 整備のコンセプト

国民共有の財産である文化財は、社会全体で適切に保存し、確実に将来へ継承していくことが必要であり、社会に対してその価値を還元していかねばならない。

本史跡においては、戦国期の人々の生活の痕跡が残された城下町であるという勝尾城筑紫氏遺跡の本質的価値を保全しつつ、その価値を顕在化して、歴史学習や憩いの場、観光資源としての活用を図るとともに、中世から現代、そして未来へと繋ぐ鳥栖市のまちづくりの核にしていくことが期待されている。

また、勝尾城筑紫氏遺跡は中世城館・城下町研究の上で重要な遺跡であり、史跡の保存整備にあたっては、中世のさまざまな情報発信基地としての高い専門性と、大人から子どもまで広い世代に親しみを感じさせる整備との両立が必要である。

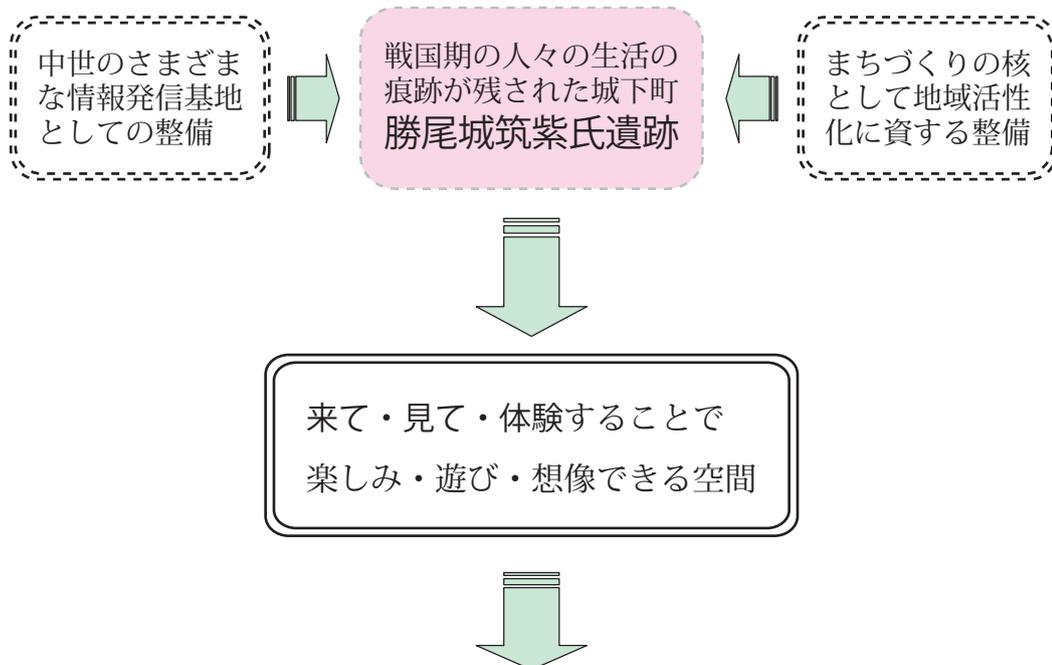
勝尾城筑紫氏遺跡の整備のコンセプトを、保存管理計画の中で示した整備活用の基本的な考え方を基調として、「戦国時代の城下町を体験し、学び、イメージできる、史跡と自然環境が調和した勝尾城筑紫氏遺跡」と設定する。



勝尾城 伝物見岩

【整備活用の基本的な考え方（保存管理計画）】

- 史跡と自然環境の保全を図り、地域の人々に親しまれる整備を行う。
- 史跡の特性を活かした情報発信の機能と研究拠点としての性格を基調にした整備を目指す。
- 市民や来訪者が「遺跡と対話し、学び、遊ぶ」歴史体験型の整備を目指す。
- 市民が多様な立場から史跡の整備活用に参画し、自らが地域文化の担い手として文化を創造する空間としての整備を進める。
- 鳥栖市の「まちづくり」の核として、地域活性化にも資するような史跡の整備活用を目指す。



【整備のコンセプト（整備基本計画）】

戦国時代の城下町を体験し、学び、イメージできる、
史跡と自然環境が調和した勝尾城筑紫氏遺跡

4-3 史跡整備の前提条件

(1) 整備計画地の緊急的防災措置

平成21年7月に発生した大規模な集中豪雨で、筑紫氏館跡に多量の雨水が流入し、溪流の一部が侵食されて周辺の市道や水田に土砂が流入する被害を受けた。

筑紫氏館跡では、平成9年度に虎口の石垣に土嚢を積んで崩壊を防ぐ応急措置を行ったことがあるが、保存管理計画策定の段階では自然災害による遺構の損壊については緊急の課題と認識していなかった。

自然災害による遺構破壊の可能性が現実のものとなり、特に筑紫氏館跡地区は、遺構損壊は無かったものの、今後の大雨や台風の影響によっては、遺構が損壊する可能性が高いため、緊急な対応が必要となっている。

このため、次のような緊急的防災対策を実施した。

筑紫氏館跡地区の緊急的防災対策

	保護措置	内容
22年度	排水管（仮設）の設置	虎口を流れる既存水路の一部が以前より損壊し、流水によって浸食されているため、流水の影響を直接受けないように排水管（コルゲート管）を設置。
	分流地点突きの地盤強化	館跡南に位置する分流地点付近の地盤が溪流によって浸食され、石垣等が崩壊する危険性が高くなったため、流水がこれ以上地盤を浸食しないように、仮設で雑石を数段組積。
	土砂流出防止	雨水に伴って土砂が市道や隣接地に流入することを防止するために、土砂流出地点に耐候性大型土嚢3個を設置。
	勝尾トンネル周辺の溪流対策	排水が機能していない側溝内の土砂等の撤去、及びトンネル内の雨水・排水流入防止措置として土嚢を設置。
23年度	排水管（仮設）の設置	遺構損壊防止措置として、館跡に上る階段の西側に排水管（コルゲート管）を設置。排水管末は市道敷設の水路に繋いで処理。これにより館跡内の流量が2分され、虎口に至る通路が石垣がこれ以上浸食されるリスクが減少。
	水路改修及び増設	筑紫氏館跡の南に隣接する市道（四阿屋・筑紫神社線）に付帯する水路（南側）、U字溝の規模約0.3×0.3mを、約130mにわたって0.8×0.8mに改修。及び、南の河内川に排水するために水路（0.8×0.8m）を約30m増設。

筑紫氏館跡地区（標高約 220 m）には、勝尾城（標高約 500 m）に到る急峻な山間の沢から溪流が流れ落ちており、もともと豪雨の際は雨水や土砂が一気に流れ込みやすい立地環境である。過去にも土砂や岩石が堆積していることは確認調査でも明らかとなっていたが、近年顕著となった筑紫氏館跡地区周辺の流水被害の原因として、とくに近年の広域基幹林道建設工事による、館跡周辺の自然溪流の環境変化の可能性が指摘されている。

勝尾城の登城道を保護する目的で計画された勝尾トンネルであるが、付属して敷設されているトンネル東側の溪流に流すための排水施設が、土砂や流木等で閉塞され排水できずに水が溢れ、勝尾トンネル内に流れ込み、館跡の方向に流れるトンネル西側の溪流と合流した。このことによって、この溪流に許容範囲を超える水量（本来の2倍程度）が流れたために麓の館跡が被害を受けたとみられるのである。

このため、流水の適切な管理、あらたな防災施設の設置を含む本格的な治山対策に取り組む必要がある。

（2）遺構の残存状態の把握

史跡各地区における石垣や空堀・土塁等の遺構残存状況については、自然崩壊の可能性や緊急な修復の必要性の有無など、現状を把握しておく必要がある。とくに、勝尾城跡や筑紫氏館跡、葛籠城跡地区では石垣が残存しているが、これらは北部九州独自の技法によるもので、近世以降の石垣と比較して構造的に弱い。そのため、埋没しているものも含め、保存するうえでの現状の残存状態を地区別に把握しておく必要がある。

（3）発掘調査

史跡勝尾城筑紫氏遺跡では、平成7年度から16年度にかけて遺跡の範囲及び内容を把握するための確認調査を実施している。一定の保存整備の方向性が見えた調査であったが、トレンチ調査を主体としたものであり、遺跡の全容確認までは至っていない。

このため、整備対象地区については、確認調査で判明した遺構の分布状況や内容を詳細に検討した上で、今後さらに必要な箇所について、現存の表面遺構とともに土塁や空堀、石垣、曲輪等の本来の形状や建物の有無、登城道の形態等の実態を確認する発掘調査を事業の優先順に沿って進めていく必要がある。



勝尾城 伝二ノ丸石垣

4-4 史跡整備の基本方針

(1) 史跡整備の時期設定

整備の時期は、16世紀後半を基本とし、葛籠城跡、筑紫氏館跡、勝尾城跡等の主要遺構については、その最終時期、島津氏の侵攻を受ける天正14年（1586）頃の姿に設定することとする。

(2) 遺構整備の基本方針

勝尾城筑紫氏遺跡は、現状でも来訪者が空堀・土塁、石垣などの遺構の状況がある程度は認識することが可能である。このため、伐採・下草刈り等の日常的な管理保全措置及び土塁・切岸等の小規模な修復を行うことで遺構の形態を明確化し、修景等により景観を整えるなど、比較的軽微な内容の整備で十分な効果を上げることが可能である。

したがって、史跡の整備に当たっては、現況にあまり手を加えずに、雑木や竹の伐採により視野を確保し、散策道や説明板等の現状保存的な整備を行う、保存修景を基本とする。その上で、見学ポイントとなる空堀や土塁の一部について修復整備あるいは復元整備の手法を効果的に採用し、整備のコンセプトで示した、史跡と自然環境の調和を目指す。

○遺構整備の手法

区分	整備手法
保存修景	現況にあまり手を加えずに、雑木や竹の伐採、下草刈りに止めて、散策道や説明板等を敷設するなどの現状保存的な整備。
修復整備	石垣や土塁など、現状のままでは自然崩壊しかねない箇所があり、これらについては修復保存の措置を採る。ただし、これ以上の破壊を防ぐ現状維持の内容にとどめるか、元の姿に近づけたものとする復元的修復まで進めていくかについては、それぞれの遺構の状況に応じて検討する。
復元整備	発掘調査の成果及び史料等の分析結果に基づき、今は失われた建造物や構造物等を当初の材料及び工法等に基づき復元する整備であり、具体的な手法としては、遺構の重要性と残存状況に応じて、立体復元または平面表示等の復元整備を検討する。

4-5 整備の目標

前記のコンセプトを達成するために、次の整備目標を定める。

(1) 遺跡の特徴を活かした整備

勝尾城筑紫氏遺跡は、戦国時代末期の城下町の様子をよく知ることができる、当時の城下町と人々の生活を考える上で重要な遺跡である。

この戦国時代の城と戦い、あるいは当時の人々の生活を感じられるような空間を、来訪者が効果的に体験できるように、整備のコンセプトに基づき、その特性を十分活かした整備を目指す。

また、史跡は、それらを取り巻く豊かな自然が保持され、良好な史跡環境を形成している。この史跡と自然が織りなすたまたまいを保全することが、史跡を活かす重要な要素になるものと考えられる。したがって、河川や山林などの自然景観の保護や維持を行いながら、史跡との調和を図っていくことが大切である。

そのため、指定地内及び指定予定地内に居住・生活する住民との共存を図りながら、その協力のもとに市の関係機関と連携を図り、史跡環境を取り巻く自然環境の保全に努め、史跡環境の総合的な保存整備を行うこととする。

(2) 来訪者のニーズに配慮した整備

体力に自信がある方やそうでない方、高齢者や体の不自由な人、小・中・高校の児童・生徒等のさまざまな人が史跡を訪れ、見学ができるよう、人にやさしい史跡にしていくための対応が求められる。そのため、来訪者を迷わず遺構空間へと導いていける動線の整備や、分かり易い案内板等のサインの整備を進めることで、来訪者のニーズに対応できる整備を目指す。

(3) 周辺環境・景観に配慮した整備

史跡を最大限に活用していくためには、多くの人に遺跡の存在を周知することが重要である。そのため、史跡への誘導性を高めていかなければいけないが、その手法の1つとして、市街地からの誘導標識等のアクセス整備や史跡のシンボルである勝尾城跡が市街地からも分かるような整備が求められる。そのため、周辺環境の整備に当たっては、まちづくりに十分配慮した史跡景観の整備を目指す。

(4) 防災安全性を考慮した整備

史跡内は急斜面地や手入れがされず年々荒れてきている山林が多く、近年の梅雨時期の豪雨で土砂災害が発生している状況である。このため、整備に当たっては、遺構の保全と防災面に十分留意する必要があることから、防災に考慮した遺構整備や防災施設の整備、伐採等による森林内の環境保全を行う整備を目指す。

(5) 維持管理を考慮した整備

大規模な史跡のため、長期にわたる整備の在り方と合わせて、維持管理の負担をできるだけ軽減する必要がある。

そのため、周辺環境や気候条件等を勘案しつつ、日常的な保全管理が可能な限り容易となるよう、その整備手法や材料なども検討をしていく。

4-6 整備活用方針

整備の目標を達成するためには、次のような整備活用方針を定める。

(1) 古城の雰囲気醸成山林にたたずむ勝尾城跡を中心とする山城、筑紫氏の支配の拠点である館跡と家臣団屋敷跡、城下を区分する長大な空堀・土塁など、遺構の特徴、個性を踏まえたゾーニングを行い、その様子をもっとも効果的に表現して歴史を学び体験する場所づくりとする整備を行う。

(2) 河内川の清流、城山山麓の変化に富んだ地形と豊かな自然の保全を図り、史跡と連携した良好な地域環境づくりを進める。

城下町の谷に一步入れば周囲は緑豊かな山林に囲まれ、河内川の清流が史跡の中心を貫いている。これら豊かな自然と一体になって史跡が存在することが、勝尾城筑紫氏遺跡の大きな魅力の一つであり、戦国期の姿を容易に想像できるような空間を生み出すことが可能な条件を備えている。

また、史跡の周辺には、春の桜、夏の水遊び、秋の紅葉と、年間を通して市民憩いの場として親しまれている「コカ・コーラウエスト鳥栖市民の森」「河内ダム」や、温泉施設・宿泊施設の「とりごえ温泉 栖の宿」等の公共施設がある。

また、四阿屋神社境内を流れる溪流は、夏の期間は「四阿屋遊泳場」として供用・管理されており、天然のプールとして人気がある。

これら史跡周辺の既存施設との連携と有効活用を進め、幅の広い史跡の活用を目指す。

(3) 資料展示施設、休憩所、トイレ等の施設整備を進め、史跡の意義と利便性を高める。これらの諸施設を配置することにより史跡の整備効果を高め、さらに来訪者の利便を図るとともに、特に資料展示施設を中心に市民参加の歴史文化の学習や自主活動のための場所の提供などを通じ、地域の文化活動と人材育成の拠点としていくことを目指す。

(4) 交通拠点としての地の利を活かして、近隣に所在する特別史跡基肆城跡（基山町）、特別史跡大宰府跡（太宰府市）、特別史跡吉野ヶ里遺跡（神崎市・吉野ヶ里町）、史跡平塚川添遺跡（朝倉市）あるいは九州国立博物館（太宰府市）、九州歴史資料館（小郡市）等の文化的資源とのネットワーク化を目指す。

また、中世城郭・城下町研究の拠点として、織豊系城郭研究の拠点である特別史跡名護屋城跡並陣跡・佐賀県立名護屋城博物館（唐津市）とも、様々な形で連携していく。

5. 整備計画

勝尾城筑紫氏遺跡は、広大な範囲に曲輪や空堀・土塁などの遺構が樹木等に覆われて点在することから、史跡を一様に整備・公開することは困難である。また、整備は技術的にも財政的にも短期間で完了するものではなく、策定された理念のもとに長期にわたる息の長い事業となる。

このため、本計画は、下表のとおり、短期的あるいは中期的に整備するものと、長期的に整備を進めていくものとに分けることとする。

整備の対象地区	整備の区分
葛籠城跡地区	短期整備計画
筑紫氏館跡地区	中期整備計画
勝尾城跡地区	
高取城跡地区・鏡城跡地区・若山砦跡地区・鬼ヶ城跡地区・家臣団屋敷跡地区・寺社跡地区・新町町屋跡地区・惣構空堀跡地区	長期整備計画

当面は、短期整備計画で葛籠城跡地区、中期整備計画で筑紫氏館跡地区及び勝尾城跡地区の3地区を対象として、前章4-5で挙げた整備の目標を踏まえて、その特性と歴史性を活かし、周囲の自然環境と一体的な整備を図っていくこととする。

なお、整備の対象としていない地区については、整備対象地区と景観的に一体化した緩衝地帯として、現況の森林等の環境保全に努めていく。

なお、この整備着手の優先順位については、以下の理由から、保存整備委員会の承認を受け、決定された経緯がある。

- ①葛籠城跡地区は、勝尾城城下防備の要となる城砦で、東西に延びる長大な二重の空堀と土塁は、現況でも圧倒される。島津氏の侵攻を前に城に立てこもった武士・領民が総力で構築したであろう、まさに戦国時代の民衆の息吹が感じられる、歴史的価値が重要な遺構である。

この地区は、史跡の最も手前に位置するため、市街地に近く、アクセスが容易で駐車場も近くに設定でき、また、低い里山に立地し、散策が容易であること、遺構状態が良好で、一般の来訪者にも遺構が理解しやすい。

さらに、防災対策を含め大規模な補修保全工事の必要がなく、地元の要望でもある整備事業の成果を早期に公開できることから、公開活用の面で利があり、整備事業に最初に着手する地区として最適であると判断された。

- ②筑紫氏館跡地区は、領主筑紫氏の領地支配の中核施設の遺構であり、史跡の最重要地点である。ただし、葛籠城跡地区と比較して、この地区の整備を行うにあたっては、先述した防災面はもとより、遺構の状況が十分に解明されていないため調査を先行させる必要があること、さらに、敷地内に存在する民間信仰施設の退去など、事前に解決すべき課題が多い。このように準備期間だけでも長期にわたることが想定され、直ちに整備に着手することは困難であることから、葛籠城跡地区に続くものとする事とした。

- ③勝尾城跡地区は、本城として筑紫氏館跡地区と同様に史跡の中核をなす重要地点で

ある。勝尾城は石垣を多用して築城しているのが特徴であるが、その石垣の範囲・規模や保存状態などが十分に解明されていないのが現状である。

そのため、先ず樹木の伐採と踏査等により、石垣の保存状況などの現況調査を先行して行い、全体像を把握しておく必要があると判断された。

5-1 計画地の基本構成

(1) 整備地区の設定

勝尾城筑紫氏遺跡は史跡指定地の面積も広範であり、土地利用においても遺構の分布地に一部重複して、農地、樹林地、住宅地が所在しているため、整備を進めていくにあたっては、戦国期城下町の諸特徴に応じた、①山城地区、②筑紫氏館地区、③城下域地区の3つのゾーンを設定し、それぞれの地区の特性を活かしながら、全体として調和のとれた整備を行っていくことが効果的である。

史跡整備の区域を設定するにあたっては、史跡の価値と特性、土地の条件や景観を踏まえ、整備効果を総合的に判断し、最大限の活用効果を引き出す視点が必要である。

なお、現在指定範囲外となっている高取城跡、鬼ヶ城跡、惣構の空堀・土塁の一部等についても、追加指定を進め、史跡指定地区と連携させながら、その特性を踏まえ一体的な計画を策定し保存管理を図っていくものとする。

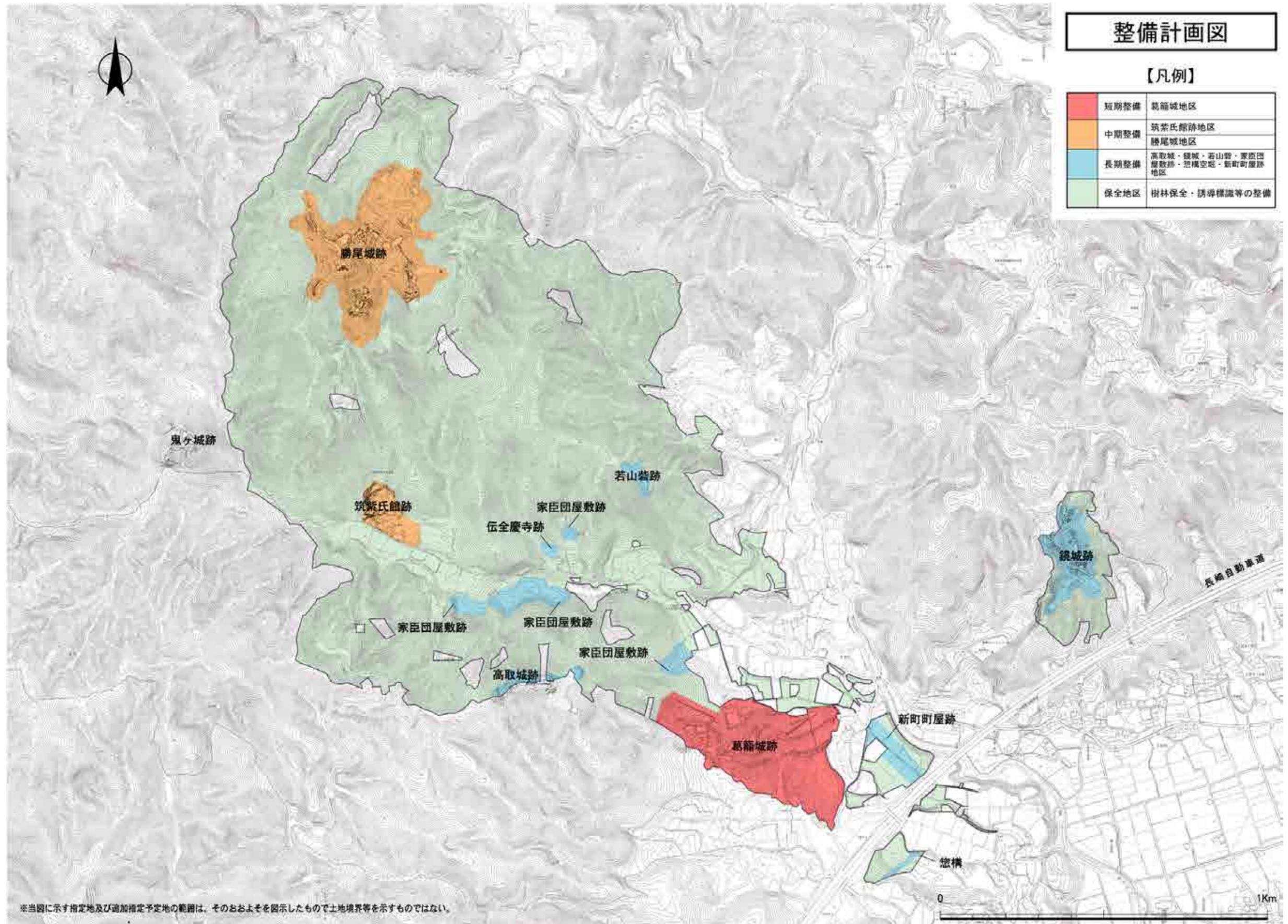
(2) 整備地区の構成

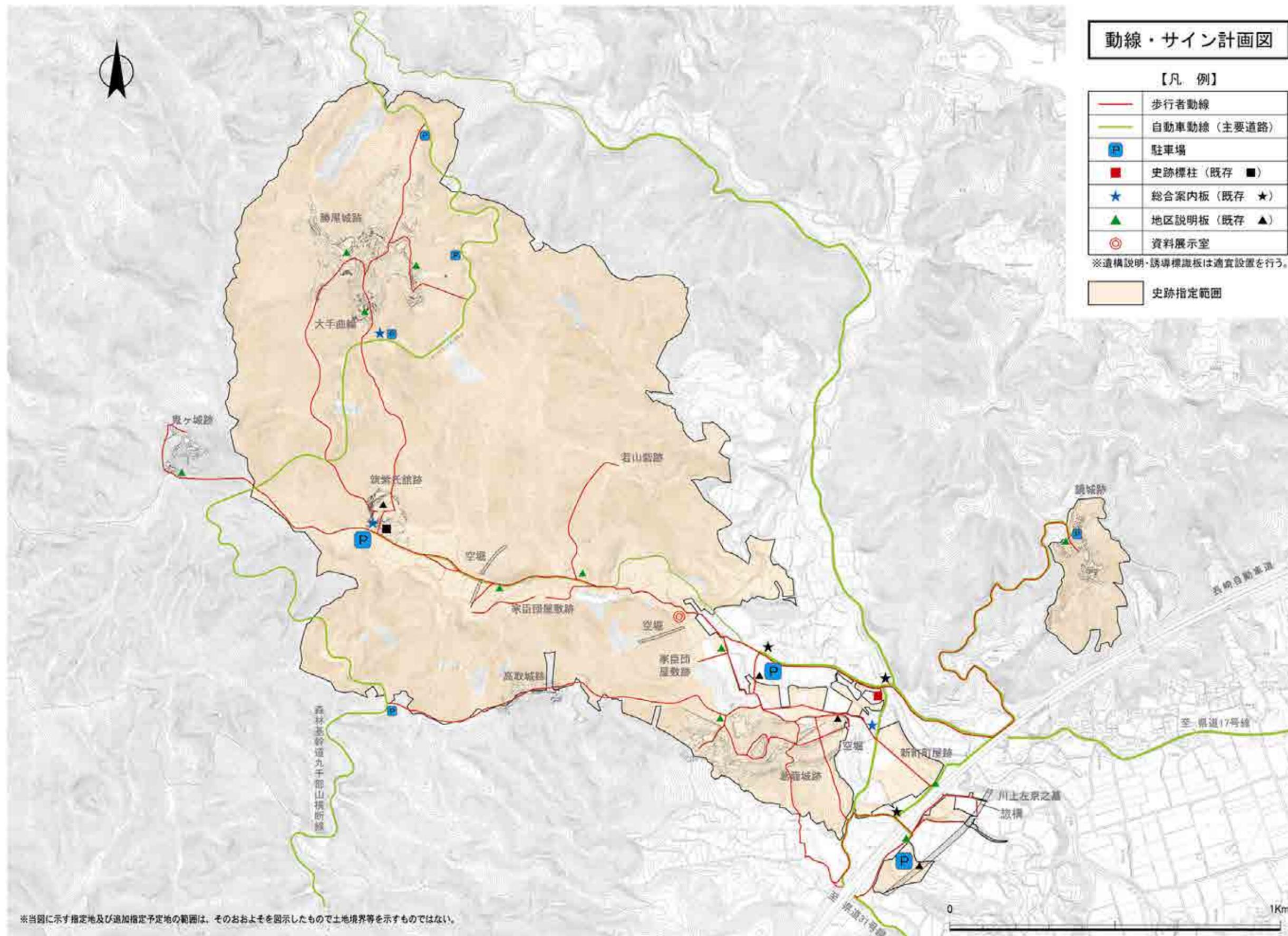
ゾーン設定	構成遺構	整備方針
山城地区	勝尾城跡 葛籠城跡 若山砦跡 (鏡城跡)	遺跡のシンボルでもある勝尾城跡・葛籠城跡を中心に、山城の特性と歴史性を活かし、周囲の自然環境と一体的な整備を図るゾーンとする。
筑紫氏館地区	筑紫氏館跡	筑紫氏の領地支配の中核施設であった館跡の戦国期の様子を視覚的に再現、体験できるゾーンとする。 防災整備を最優先にして、枅形虎口や石垣、切岸等の外構部分から段階的に整備を進めて行く。
城下域地区	家臣団屋敷跡 寺社跡 町屋跡 惣構空堀跡	周辺の自然環境との調和を図りながら、戦国期の城下町の歴史的な空間を体感できるゾーンとする。 案内板、説明板等の設置のほか、伐採等の保全管理による現状維持を基本とする。

(3) 史跡追加指定

長期整備計画において、公有地化を含めた本格的な整備事業を行うにあたっては、整備対象地区に現在一部が史跡でない地区（史跡指定予定地）があり、整備を実施する際には、これらの地区の追加指定を行っておく必要がある。

現段階において史跡の指定ができていない地域は、様々な理由により、地権者の同意を得ることが出来なかった部分である。これらの地域については、直ちに史跡に対する理解が進むことは困難と思われるが、今後の整備事業の進捗により地域が





一体となった史跡の保護と活用の動きが顕在化し、それによる様々な好影響を地域が享受していくことになれば、これらの地権者の史跡に対する理解も肯定的に進んでいくものと考えられる。

このため、長期整備事業を具体化される段階には、整備対象となる地区の追加指定が行われるように、今後の事業の進捗に併せて、史跡の追加指定に必要な地権者の理解を得るための努力を継続していく。

5-2 動線計画

(1) 自動車動線

外部から史跡内に到る動線として、佐賀方面からは県道鳥栖・川久保線、福岡方面からは県道鳥栖・筑紫野線を主要道として、それぞれのルートに案内板や誘導標識を充実させて史跡へのアクセス強化を図る。

史跡内の自動車動線は、原則として現況の道路を利用することとするが、現在建設中(平成26年度完成予定)の森林基幹道九千部山横断線(広域林道・神埼市～基山町)が開通後は、勝尾城跡から高取城跡を南北に縦断する新たな自動車動線として利用する。また、広域林道の勝尾トンネル北側の駐車スペース(普通車約10台が駐車可)を利用して、勝尾城跡への短縮コースの基点とする。

駐車場は、現在遺跡内に3カ所ある。筑紫氏館跡の南(普通車約70台が駐車可)と四阿屋神社の南(普通車約70台が駐車可)の2カ所を常時開放している。あと1カ所は惣構空堀跡の西側(普通車約50台が駐車可)にあるが、通常は施錠してイベント時のみ開放している。これら既存の駐車場を利用することで、来訪者に対しては充分対応が可能と考えるため、当面の間は新たな駐車場の設置は行わないものとする。

ただし、広域林道の利活用については、簡易駐車場の設置等、管理担当部局と協議を行い、林道へのアクセスを強化するとともに、勝尾城跡及び高取城跡へ連続した散策が可能になるような、林道部分からの散策ルートの整備を進めていく。

(2) 歩行者動線

史跡を活用していくためには、来訪者が効率よく史跡の各地点を見学できる散策道が必要不可欠である。

そのため、史跡内の既存駐車場を基点にして、各地区を徒歩で散策できるルートを設定する。ルート上で急斜面地や浸食等で崩壊して、歩行が困難なところには、仮設階段の設置や復旧を行い、来訪者の安全確保を行う。

史跡内の散策道は当分の間は現道を利用するが、将来的には、戦国期の道を「肥前州勝尾山筑紫広門公城跡図(福岡市博物館所蔵)」等の絵図を参考にして検討・整備し、可能な限り散策道として利用できるようにする。この場合、どの部分までが往時のものかを明瞭にして、見学者が理解できるようにする。

なお、山城地区については、遺構の損壊防止と来訪者の安全誘導のため、自動二輪・自転車等の車両の進入は禁止する。

5-3 遺構保存・展示計画

史跡は、空堀・土塁、石垣などの遺構の状況を、現状でもある程度は認識することが可能である。このことから、遺跡の保存については、基本的には現状を保存する。遺構の露出はもちろんのこと、埋土を深く掘り下げるような整備は、空堀など一部について露出展示する場合などを除いては行わずに、経年により埋土が自然堆積した現在の状況を維持・保存する。ただし、木の根などによって石垣や土塁本来の構造が損なわれている箇所については、伐採すると共に修復を行う。

遺構の展示計画については、空堀・土塁や石垣の一部について修復整備あるいは復元整備の手法を採用するが、全体的には、伐採等の修景により景観を整える以外は、散策道や説明板等を適切に配置する、大きく手を加えない内容のものとする。伐採は、竹や雑木以外では、来訪者の視野を確保し、切岸などの遺構の状況が視覚的に理解しやすくするために必要な部分を対象とし、見学ポイントとして特に必要と認められる地点を除いては、全面的な伐採を行わず、史跡と自然環境の調和を目指す。

5-4 植栽計画

(1) 植栽管理計画

史跡の全体的な植生管理は、遺構を破壊する恐れのある樹木を伐採する目的で行う。そのため、土塁や法面等の遺構の崩壊を防ぐ植生管理を行う。

また、遺構の見通しがきくような植栽管理と山城跡の頂上は周辺が眺望できるように適切な伐採を行う。なお、植栽管理については、地元や特定非営利活動法人(NPO)等の協力を仰いでいく。

(2) 倒木による遺構損壊対策

現状で土塁や空堀等の遺構に生育する樹木については、台風や豪雨等で倒木した場合、遺構が損壊する可能性があるため、定期的な巡視を行い、倒木の恐れがある樹木や枯れ木については事前に伐採する。

(3) 樹木の伐採対策

密生する山林内の樹木を伐採(間伐・拓伐)することで、樹木を健全に育てることができるとともに、林内に日光を取り入れることで下層植生が育成し、土壌が健全に保たれることから、雨水の浸透量や保水量が多くなり、表土の流出が抑制されるので、今後の伐採事業については、農林部局と調整を図って進めていく。

5-5 施設計画

(1) 便益施設

来訪者の便益に供するため、適所にベンチやトイレ等を設置する。トイレについては、当分の間は史跡の駐車場である筑紫氏館跡前及び四阿屋神社前に隣接する既存トイレの使用を維持するが、将来的に対応できなくなった場合は、遺構の保存や周辺的环境に配慮した方法で改修または新設を行う。とくに四阿屋神社前の駐車場(史跡外)は、史跡来訪者のメイン駐車場となるものであるから、史跡の案内表示機能を設けたトイレの設置を検討する。

(2) ガイダンス施設

来訪者が勝尾城筑紫氏遺跡に興味を持ち、文化財としての価値を正しく学習できるように、史跡全体の情報提供を行うガイダンス施設を整備する必要がある。

史跡指定地内のほぼ中央部にあたる地点に、市教育委員会が所有する文化財の整理作業施設「牛原町文化財整理室」があり、現在は、この施設内の一室を「勝尾城筑紫氏遺跡資料展示室」として、説明パネルや出土遺物等を展示・公開している。

当面はこの展示の中身を充実させながら、この施設を利用していくこととする。

この施設は、史跡の現況調査や発掘調査の際には、その拠点として利用することになるが、勝尾城筑紫氏遺跡の出土資料や図面・写真類、あるいは全国の中近世城郭の調査報告書や図録等の様々な資料が保管・収蔵されていることから、勝尾城筑紫氏遺跡の調査・研究施設として位置づけることが出来る。

しかし、この施設はプレハブ構造の仮設建物であり、延べ床面積も狭く、体験学習等のスペースが確保できないなど、長期的な公開・活用施設として使用していくのは困難である。そのため、史跡の入口部分にあたる惣構空堀の周辺地に、体験学習等を提供できるガイダンス施設の設置を検討する。

5-6 整備事業中の史跡活用

広大な範囲にわたる史跡の整備には、相当長期にわたる期間が必要である。しかし、勝尾城筑紫氏遺跡の場合は、「整備の完了＝公開活用の開始」といったものではなく、史跡の整備を着実に進めていく、例えるならば史跡を「養育」していきながらも、その活用については、整備と同時進行で進めていくことが重要であるし、様々な特質を有するこの史跡はそれが充分可能である。

このため、当面の史跡整備計画の対象となっていない地区についても、本格的な整備事業と併行して、伐採や下草刈などの日常的な保全管理に加え、説明板等のサインの充実、簡易な散策路の整備などを進め、来訪者の便宜を図っていくこととする。

また、史跡整備の進捗状況を市民や地域住民に報告・紹介する機会を適切に設けるとともに、史跡見学会の開催や市外からの来訪者の取り込むための施策など、史跡を普及啓発する様々な事業を充実させていく。

こうした取組を進めることにより、史跡の保存管理や長期にわたる整備事業を継続させていくことに対する、地元住民をはじめ市民の関心や、理解・協力を深めていくことにつながる。



日常的な保全管理（伐採作業）



活用状況（史跡見学会）

5-7 サイン整備計画

史跡内のサインは下表にある7種類のを適宜設置する。これらの形状と色調は山城の雰囲気を変えないような史跡景観と調和したものを採用し、遺構に影響を及ぼさないように配慮する。特に案内板や説明板は、図や写真を多く使用し分かりやすい内容とする。

サインの整備にあたっては、基本的に整備事業の進捗に合わせて計画的に設置していくが、整備の順序とは別に、主要なものについては、先行して設置することとする。また、遺跡外からアクセスする主要道路上にも適切に設置する。

なお、既設置のサインは現況のまま使用することとする。

	名 称	設置の目的等
サイン の 大 系	史跡標柱	史跡・地区名の表示。形状は文部科学省規定
	総合案内板	史跡全体の案内説明
	地区説明板	各地区の説明
	遺構説明板	遺構の説明地区の説明
	遺構名称標識	遺構の説明（図面表示）
	誘導標識	散策ルート内の誘導
	規制標識	注意喚起



見学会における地区説明板の活用状況



①史跡標柱



②総合案内板



③地区説明板



④遺構説明板



⑤遺構名称標識



⑥誘導標識



⑦規制標識

5-8 史跡の景観計画

(1) 景観の保全と調整

当該史跡の特徴は「山城と城下町」の地形が史跡景観の基本となる。そのため、整備において前提となるのが、景観の保全と再生を行うことが重要である。大別すると、史跡の本質的価値を構成する枢要な諸要素の史跡地及び追加指定予定地の空間（遺跡内）と史跡の周辺地域の景観を構成する空間（遺跡周辺）とに分けられる。

① 史跡の本質的価値を構成する空間（遺跡内）

勝尾城を中心する山城の景観である。これらの山城は、市内から眺望ができランドマーク性を有するものであるが、史跡指定以前より既設される高圧送電線鉄塔や広域基幹林道等の大規模施設は、史跡の整備において景観上の調整が必要となると考えられ、将来は史跡景観に調和する対策を検討する。

② 史跡の周辺地域の景観を構成する空間（遺跡周辺）

当該史跡の本質的価値と関連する朝日山城などの市内の山城跡との景観整備の検討を行う。

また、史跡の近接地に碎石場があり、現在岩肌が露出している状況である。市街地方向より遠望した場合に史跡景観を損なう要素となるため、将来は有効な緑化事業を推進するよう調整を検討する。

なお、史跡周辺には、史跡保存管理計画で示したとおり、ブチサンショウウオ（両生類）、ムカシヤンマ、オジロサナエ、ミノモマイマイ、ゲンジボタル（昆虫）などの貴重な生物の分布が認められている。とくに筑紫氏館跡地区周辺にはブチサンショウウオの生息が確認されており、これは史跡一帯が良好な自然環境を保持しているという証左である。また、勝尾城跡への登山道沿いには亜熱帯山地性のサクラツツジが認められ、北限の隔離分布として貴重であるが、近年群落の急速な減少が報告されており、その調査及び保護が急務となっている。

史跡整備はある意味、多少なりとも土木工事が伴うものであるから、整備後の来訪者や駐車場による影響も含めて、これらの生物や植物との共生が図っていける自然景観の保全に留意する。

(2) 史跡景観の育成と構築

景観とはそれを意識し、感じる人々の感性や考え、対象の認知などによって、大きく左右されるものである。

史跡整備などによって期待する景観イメージについては、大きく地域レベルの景観（遺跡周辺）と史跡空間レベルの景観（遺跡内）に分けられる。

史跡は、全体として戦国時代の雰囲気留めており、特に勝尾城跡は、市内のほぼ全域から眺望でき、強いランドマーク性を有している。また、勝尾城跡や葛籠城跡・高取城跡から市内全域を眺望する場合も、往時と同じ視野が確保できることから、今後の鳥栖市の風景・景観を展望する「定点」ともなりえるものである。

こうしたことを踏まえ、整備にあたっては、史跡の持つ景観イメージを最大限に引き出すとともに、史跡の特性を活かす為の新たな史跡景観を構築する工夫を検討していく必要がある。

また、現状変更などで電柱・ガードレール等が新設される場合等は、可能な限り周辺環境に配慮したものを検討するなど、史跡の保存管理にあたっては、景観イメージに充分留意していく。

5-9 斜面・溪流防災計画

(1) 雨水排水処理対策

斜面崩壊の原因となる雨水排水処理を系統立てて行い、崩壊の発生を未然に防ぐために、降雨時に雨水が集中する箇所、排水の不良な箇所については、排水路の設置を行う。なお、排水路の設置する際には、付近の状況だけではなく、排水路の流水も含めて、新たな崩壊を誘発しないよう対策を行う。

(2) 土砂崩壊や流土対策

来訪者の安全や城跡の形状に影響を及ぼすような斜面崩壊の発生または、その恐れのある箇所については、詳細な調査と検討を行った上で、土砂が流出しないように基礎工と排水路の施工で必要な対策を行う。

(3) 他機関との連携

近年顕著となった筑紫氏館跡地区周辺の流水被害について、本地区の上部を横断する広域林道の建設が契機となっている可能性が高いと考えられている。このことから、事業主体の佐賀県鳥栖農林事務所と調査や治山工事の対処について、具体的な協議を進める。

治山工事は、市有地の買収も含め、佐賀県が主体となって平成24年度以降に実施することとなるが、計画・設計・工事施工に際しては、遺構や史跡景観に影響が及ばないように配慮するなど、鳥栖農林事務所と緊密に連携を図る。

5-10 管理運営計画

勝尾城筑紫氏遺跡は史跡範囲が広大であり、地権者数も多く土地の利用形態も多様である。現在の史跡の管理運営は、主に市教育委員会による定期的な巡回と台風等の災害発生後の現地点検、並びに地元団体に委託し、史跡見学会のルート沿線上の倒木処理や清掃、除草等、来訪者のための案内板や道標等の設置を順次進めている。しかしながら、こうした史跡の日常的な管理・運営を行政だけで行うのは困難である。

そのため、地域住民や所有者をはじめ史跡に関わるさまざまな市民団体等との連携協力を行うことで、はじめて適切な史跡の管理運営が可能になると考えられる。さらに、将来の整備活用を実現するためにも、行政と市民団体が協力して史跡の保存管理を進めていく体制が不可欠と考えられる。実際に史跡を管理・運営するにあたっては、多様な市民の関わりが求められ、行政はこうした市民の関わりを支援し、役割を担える組織づくりやシステムを構築する必要がある。

そのため、行政と地域住民や市民団体で構成される市民参加型の管理運営母体となる組織（運営協議会等）をつくり、市民協働で取り組むことが必要である。例えば専門的な分野や危険を伴う業務は行政主導で行い、そうでない日常的な業務については、市民

の協力を得て行う管理体制を検討する。

なお、現在、下記の組織が勝尾城筑紫氏遺跡の管理運営に取り組んでいるが、今後はこれらの組織が一体となった管理・運営組織を構築していくことが望まれる。

(1) 史跡の管理運営に取り組んでいる組織（行政以外）

【地域住民】

○勝尾城筑紫氏遺跡地元協議会

史跡の保存と地域住民の生活との調整、並びに市民の意見を広く聞き、市民協働で史跡の保存活用に取り組むことを目的に平成18年に設置した組織。

史跡の所在する牛原町、山浦町、河内町の各区長、各地区森林組合など地元住民の代表、市文化財保護審議会委員、商工会議所、青年会議所、市観光協会の13名で構成される。

○牛原町史跡を守る会

地元牛原町の有志で組織される団体で、現在史跡内の草木の伐採管理、史跡見学会の協力・支援等の取り組みを行っている。

【市民団体】

○ふるさと元気塾

平成19年に発足した市民団体で、勝尾城筑紫氏遺跡を核にした地域の文化財を活かしたまちづくり担う団体として、史跡のボランティアガイドやまちづくりコーディネーターの育成等に取り組む。現在、遺跡のパンフレット作成、映像記録等の作成も行っている。

○鳥栖のまちづくりと歴史・文化講座実行委員会

「鳥栖郷土研究会」「鳥栖歴史研究会」などの市民による歴史愛好の団体や、「ふるさと元気塾」「長崎街道元気隊」などのボランティアガイド団体等から構成され、鳥栖市が実施してきた「鳥栖のまちづくりと歴史・文化講座」の運営に関わる。勝尾城筑紫氏遺跡に関する啓発普及等や歴史的文化遺産を活かしたまちづくりを市民の立場から担っていこうとする組織である。

【特定非営利団体】

○九千部クラブ

九千部山系の里山等の荒れた山林の伐採・手入れを行う、チェーンソー等の専門的技術を有する団体で、史跡内の雑木等の除去も積極的に行っている。なお、九千部クラブはNPO法人の認定は受けていないが、現在法人資格の認定に向けて準備中である。

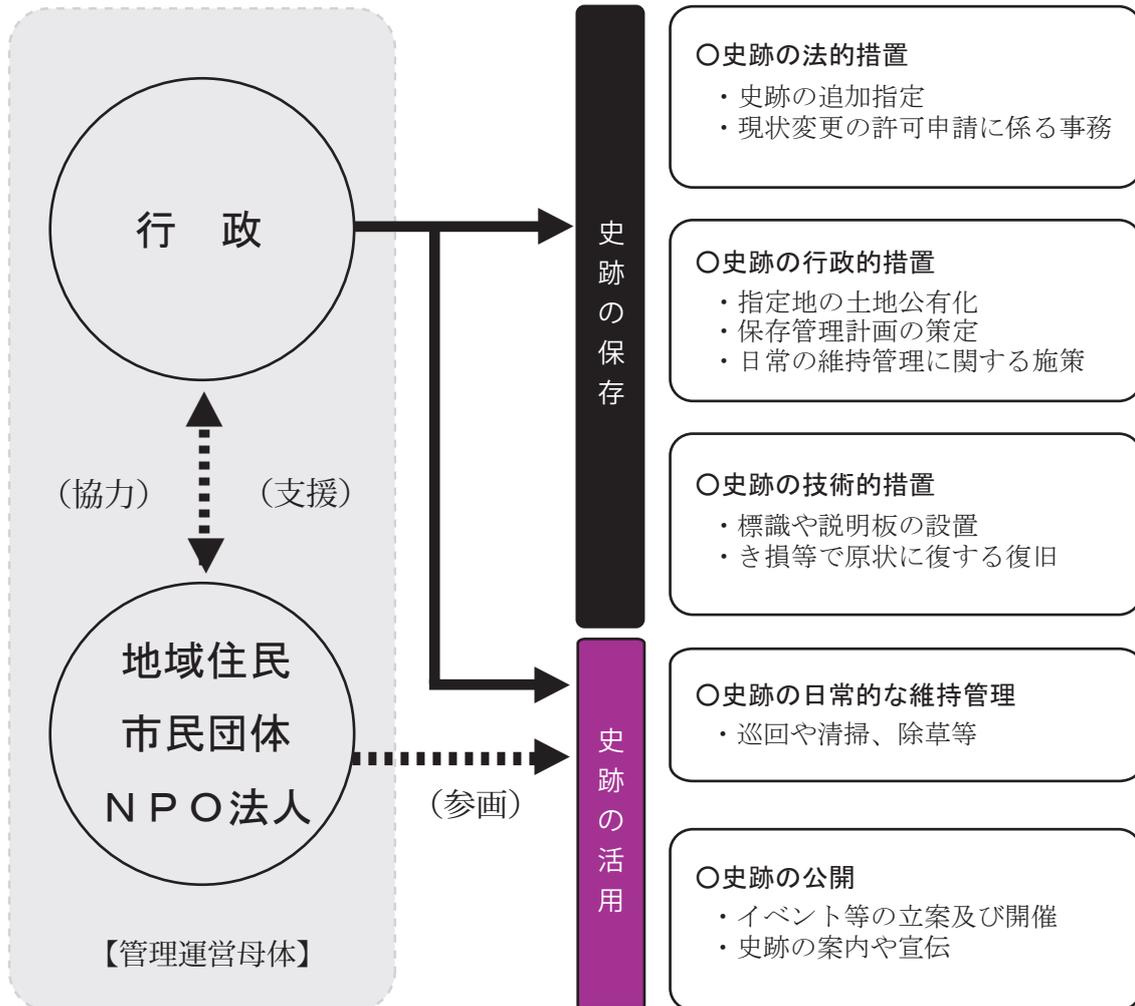
(2) 管理・運営の取組み

史跡の保護を目的として管理・運営を円滑に進めていくためには、保存と整備についての適確な視点と運営していく組織が必要である。

このため、行政だけではなく、地域住民・市民団体・NPO法人等が積極的に参画して密接な協力・支援の枠組みを作り、これらが管理運営母体となって、「地域の誇り」である史跡の保存及び管理に参画していくことが必要である。

史跡の管理・運営及び活用の対象や方法は、以下のとおりである。

■管理・運営の構造図



6. 地区別整備計画

6-1 葛籠城跡地区

葛籠城跡地区は周辺との比高差が30～50m程度の低い丘陵に立地し、すぐ近くに既存する市所有の駐車場を起点に比較的容易に見学が可能であり、また、現状でも一般の来訪者が容易に理解できるほど空堀・土塁などの遺構の残存状態が良好な地区である。ただ、遺構の残存状態が比較的良好であるものの、石垣や空堀・土塁の一部は崩落・埋没している箇所などもあり、地区全体の状況は十分に把握できていない。

このため、遺構の保存及び見学ポイント確保等の活用の観点から、石垣や空堀・土塁の残存状況等の現状における確認調査を行い、地表の状況のみでは不明な箇所については、必要に応じて整備目的の発掘調査を実施する。

そのうえで、遺構の修復・復元などの整備を行う部分と、自然環境を活かした整備を行った上で、現状に即して整備できるところの活用を行う。その後、さらに将来において整備可能な箇所については計画的に取り組むこととする。

具体的には、以下に記す整備のポイントに留意した上で、主として石垣の修理や空堀や土塁等の修復と、伐採や案内板の設置等を中心とする保存修景を重視した整備を行い、来訪者が自然の景観を楽しみながら、空堀・土塁などの山城の雰囲気を感じて体験できるものを目指していく。

手法・区分	整備内容	備考
自然景観を活かした整備	○葛籠城跡地区は現在、適切な伐採を進めた結果、城跡全体の見通しが確保され、空堀や土塁などの遺構の状況が把握しやすい状態となっている。このため、整備後の草刈などの保安全管理を考慮して、今後は山林の維持など、自然景観（里山景観やスギ・ヒノキなどの人工林）を活用した歴史学習の場として整備する。	○伐採した木竹については、現地に留置するものと、搬出して処理するものとを区分する。
整備目的の発掘調査等の実施	○石垣の規模や範囲、保存状態等についての調査を行う。 ○現状の遺構は、城としての最終段階の姿を示しており、一度に全てを築造した訳ではない。例えば、城の西に位置する「家臣団屋敷跡H」については、空堀の掘削前に造成された可能性が高く、曲輪との見方もあるなど、時期的な変遷やその性格の解明を念頭に入れた調査を行う。 ○遺構の部分的な発掘調査を行い、建物等の施設の有無や、空堀の深さや幅、土塁の復元高を想定する。	

手法・区分	整備内容	備考
空堀・土塁・石垣等の整備	<p>○見学のポイントとなる地点において、戦国期の城にきたことを実感できるように、空堀・土塁などの土木構造物を部分的に修復・復元する。建築物の復元的整備は、塀等の簡易なものを除いて基本的に行わない。</p> <p>○空堀や土塁・切岸あるいは石垣等で崩れた形跡など、修復が必要な箇所の把握を行った上で、明らかに崩落し、今後も破壊が進む可能性がある部分については、修復等を行いこれ以上の崩壊や劣化を防ぐ措置を行う。</p>	
散策ルートの整備	<p>○自然観察も楽しみながら石垣や空堀・土塁等が見学できる遊歩道的な散策ルートを設定する。</p> <p>○来訪者にとっては空堀と土塁の印象を強く受けるものと思われる。そのため、特に主郭から南に望むと三重に見える空堀・土塁について、視覚的効果に配慮した見学ポイントを設ける。</p> <p>○空堀内部にも散策ルートを設定するなど、攻め手側が受けたであろう威圧感を見学者が体感できるような動線の整備を検討する。</p> <p>○戦国期のものではない散策道は、頻繁に使用すると新たに道が造られてしまい、本来の城の使い方に誤解を与えてしまう恐れがあるため、散策ルートと当時の城内通路については、十分に検討して来訪者に明示できるようにしておく。</p> <p>○現状では主郭部から市街地など周囲が眺望できないため、周囲の樹木を伐採して眺望を確保する。また、随所にベンチ等を設置して休憩や食事ができる設備の設置を考慮する。</p>	○高取城跡地区への散策ルートも当時のルートを想定して設け、葛籠城跡・高取城跡への散策コースを設定する。
防災整備	<p>○大規模な伐採を実施しない限り、現況では大雨で雨水が全て空堀内に集中するような状態ではない。そのため、小規模な崩落程度の災害が起こる可能性はあるが、大きな土砂災害が起こる危険性は低いものと考えられる。</p> <p>したがって、防災整備については、当面経過を観察しながら、必要に応じて防災措置の対策を行っていくこととする。</p>	

6. 地区別整備計画



①遠景（南東から）



②遠景（北西・勝尾城跡から）



③主郭部遠景（南東から）



④主郭内部



⑤横堀



⑥土塁



⑦石垣



⑧散策道



⑨空堀 I



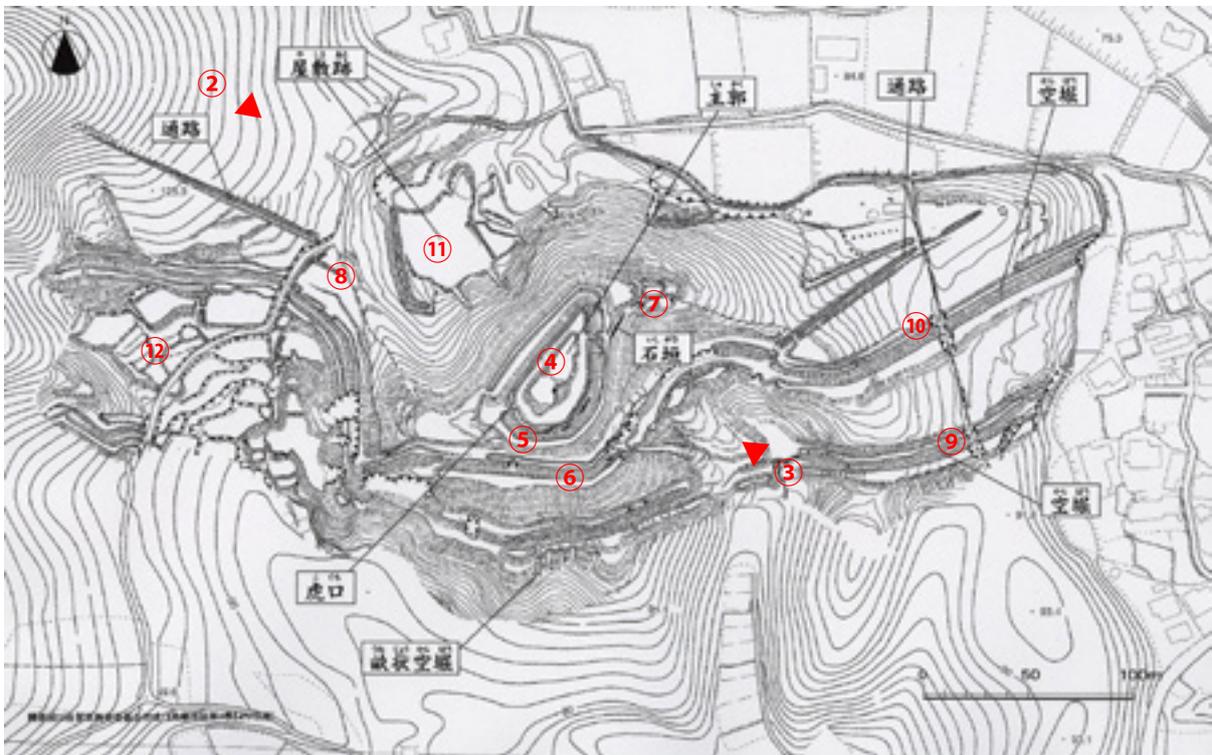
⑩空堀 II



⑪家臣団屋敷跡 G

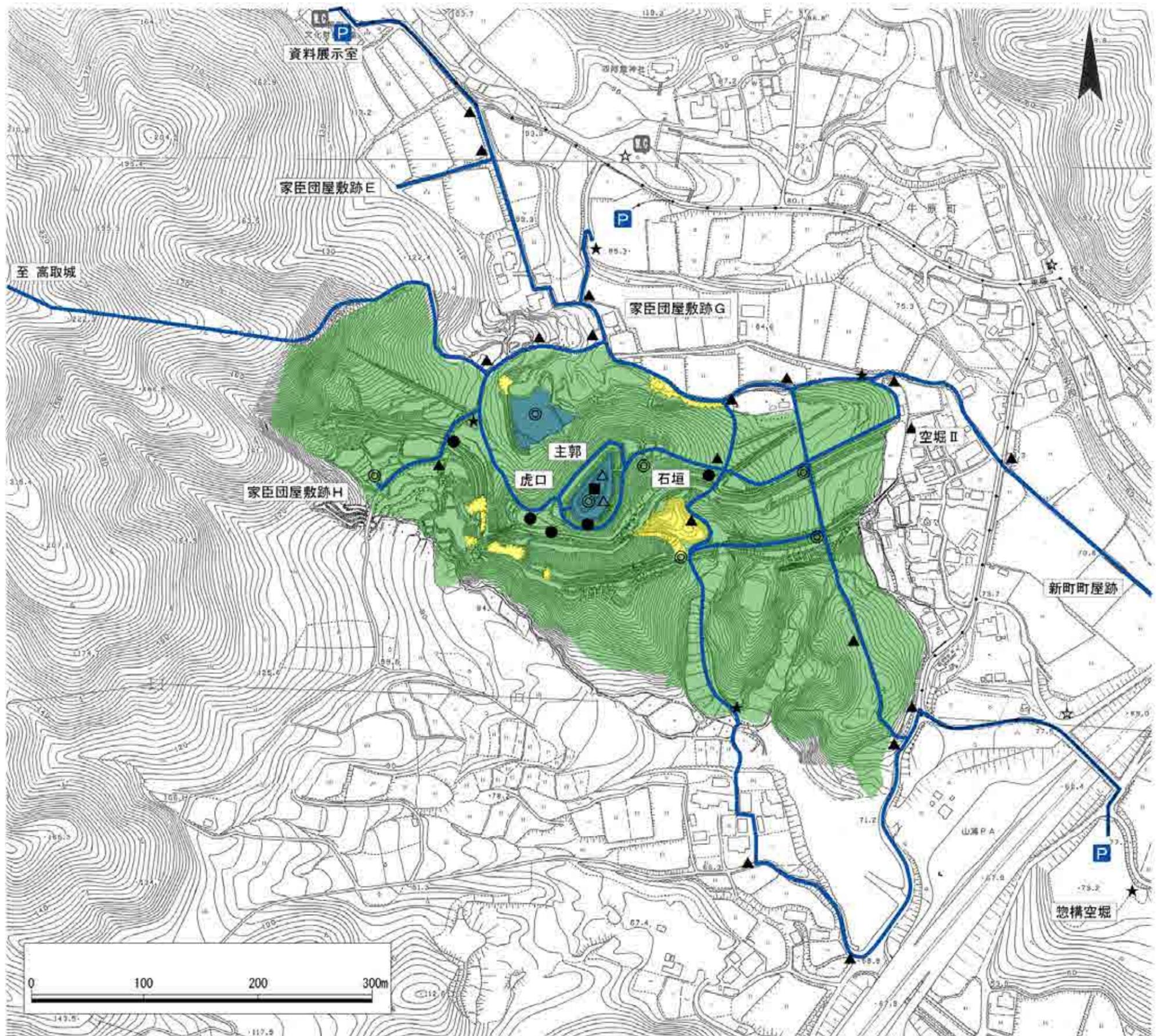


⑫家臣団屋敷跡 H



葛籠城跡縄張図





葛籠城跡整備計画図

【凡例】

	修復整備
	保存修景
	張り芝
■	史跡標柱
☆	総合案内板
★	地区説明板
◎	遺構説明板
●	遺構名称標識板
▲	誘導標識
	散策道
	道路（車両通行可）
△	休憩施設（ベンチ等）
♻️	トイレ（既存）
P	駐車場（既存）

■ 葛籠城跡発掘調査一覧 ■

番号	遺構	出土遺物	特記事項	調査年度
1	—	近世陶磁器類	神社造成時に削平	平成 16
2	—	近世陶磁器類	神社造成時に削平	平成 16
3	削平地 平場	—	—	平成 16
4	削平地 平場	—	—	平成 16
5	削平地 平場	土師器片	—	平成 16
6	削平地 平場	土師器片	—	平成 16
7	削平地 平場	土師器片	—	平成 16
8	削平地 平場	—	—	平成 16
9	削平地 平場	—	—	平成 16
10	削平地 平場	—	—	平成 16
11	石垣、石段	—	宗教施設？	平成 16
12	土塁	—	旧表土に盛土	平成 16
13	削平地 平場	—	—	平成 16
14	整地面	—	主郭中央、切土と盛土で整地	平成 16
15	主郭空堀・土塁	—	断面逆台形、約 0.7 m埋没、土塁盛土	平成 16
16	空堀	—	断面V字型、約 1.8 m埋没、岩盤掘り込み	平成 16
17	—	—	—	平成 16
18	削平地 平場	—	城郭に係るか不明	平成 16
19	削平地 平場	—	城郭に係るか不明	平成 16
20	—	近世陶磁器類 ・土師器片	現状の土塁状の高まりは後世の切残し、 遺物は上面より出土	平成 16
21	—	—	—	平成 16
22	土塁	—	谷中で現況では埋没している土塁を確認	平成 16
23	土塁・溝	近世陶磁器類 ・土師器片	遺物は上面より出土	平成 16
24	土塁	—	谷中で現況では埋没している土塁を確認	平成 16
25	—	—	—	平成 16
26	土橋	—	主郭虎口部分 地山堀り残し	平成 16
27	空堀？	—	空堀延長上で落ち込み、切岸？	平成 16
28	—	—	表土下、粘土、礫層 水田	平成 16
29	切岸	—	切岸の盛土確認	平成 16
30	—	—	表土下、粘土、礫層 水田	平成 16
31	削平地 平場	—	—	平成 16
32	削平地 平場	—	—	平成 16
33	竪堀？	—	—	平成 16
34	方形地割り	土師器片	—	平成 8
35	一部石垣	—	—	平成 8
36	—	—	—	平成 8
37	—	—	—	平成 8
38	—	磁器	16 世紀染付け皿・李朝の皿	平成 8
39	遺構面	土師器・染付け破片	—	平成 8
40	—	—	—	平成 8
41	—	—	—	平成 8
42	通路？	土師器の小片	—	平成 8
43	焼石	炭化物・土師小皿片	—	平成 8
44	通路幅約 2.2 m	土師器・染付け小片	—	平成 8
45	石列	土師器	捏ね鉢	平成 8
46	—	—	—	平成 8
47	—	—	—	平成 8
48	焼土・硬化面	染付け皿破片	16 世紀前半	平成 8

■ 葛籠城跡発掘調査一覧 ■

番号	遺構	出土遺物	特記事項	調査年度
49	硬化面の広がり	—		平成8
50	空堀	土師器片	空堀内	平成8
51	焼土・焼石	炭化物 ・土師器（土鍋片）		平成8
52	—	—		平成8
53	—	火葬蔵骨器	平安 地表下約 20 cm	平成8
54	積石	瓦質（火舎片）・鉄片		平成8
55	—	備前焼	壺の口縁	平成8
56	—	—		平成8



主郭部トレンチ



空堀断面



石段



土塁



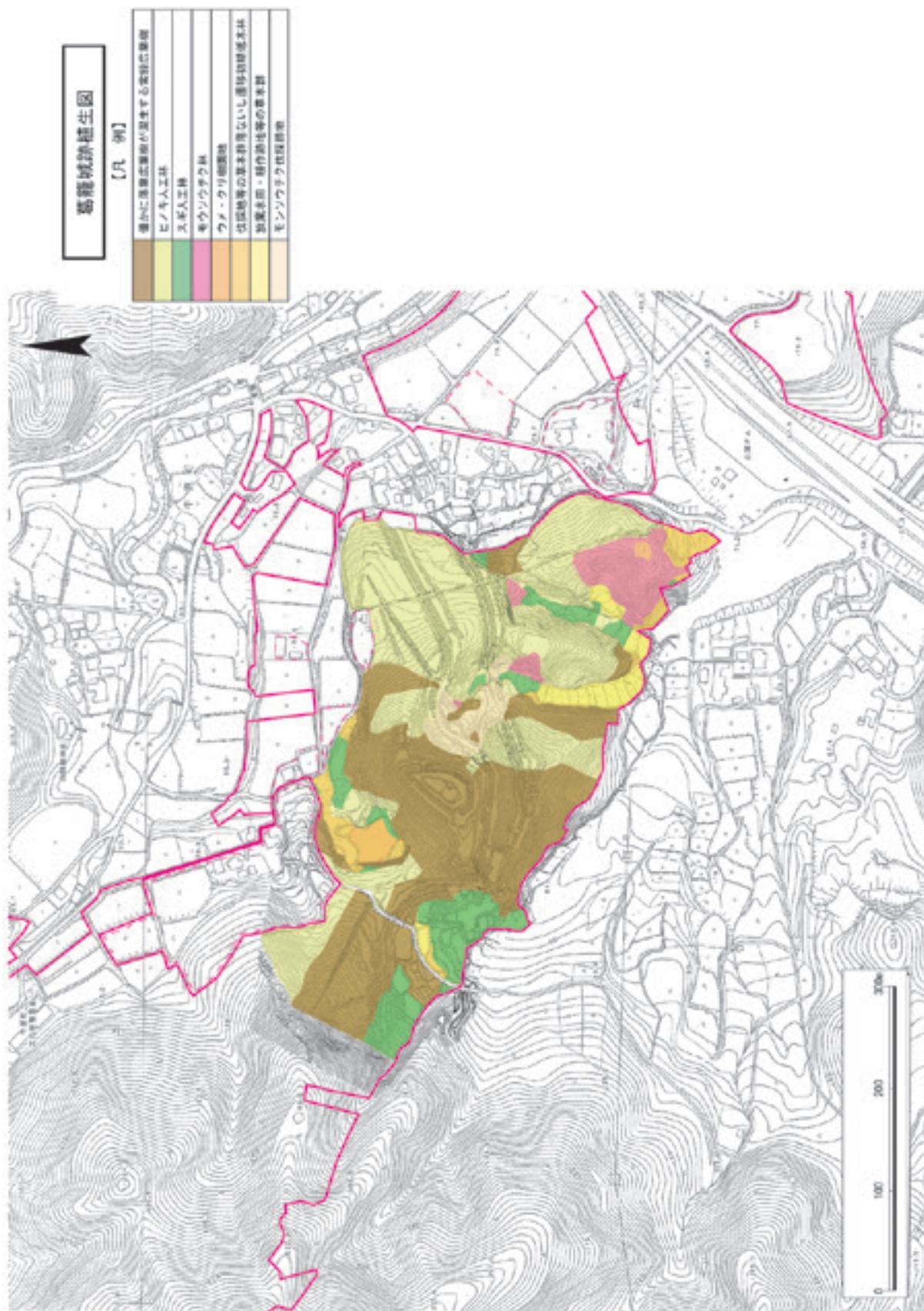
家臣団屋敷跡トレンチ



家臣団屋敷跡トレンチ



6. 地区別整備計画



6-2 筑紫氏館跡地区

城下町の最奥部、勝尾城の南麓に位置する筑紫氏館跡は、城主筑紫氏の居館跡で、史跡の中核部の重要地区である。館跡の南の近接地に市所有の仮設駐車場があり、ここを起点に館跡から勝尾城跡へと一連に見学できる地点である。この地区については、筑紫氏の領地支配の中核施設であった館跡の戦国期の様子を視覚的に再現、体験できるゾーンとし、防災整備を最優先にして、段階的に、枳形虎口や石垣、切岸等の外構部分から整備を進めていく。

この地区は勝尾城跡から急峻な山間の深い谷から溪流が入り込み、土砂や雨水が流れ込みやすい立地環境で、地盤にも大小の花崗岩の転石が多数含まれている。このため、登城道と想定される里道が、現在溪流化し浸食が進んでおり、土砂が流れて転石が露出している。また、雨水の排水により、館跡の枳形虎口の石垣が一部孕み、崩壊する危険性が生じたため、それぞれ暫定的な防災措置を施している。また、この地区は自然状況・遺構状況ともに不明瞭な部分が多いため、整備を進めるに当たっては、流量、地盤等の防災調査、石垣等の遺構の残存状況等の現況調査、建物や庭園等の遺構の発掘調査、建物や諸施設の配置や石積技術などの考証など、事前の調査等を、時間をかけて充分に行い、検討したうえで、整備の具体的な方針を決めていく必要がある。とくに戦国期の庭園遺構が良好に残存していた場合は、名勝指定も視野に入れた価値評価と整備手法を検討する必要がある。

このため、館跡の整備については、防災整備を最優先にして、①溪流化した通路の保全対策と雨水・排水処理施設の整備、②特徴的な構造の枳形虎口や、石垣、切岸等の外構部分の整備、③館本体部分の整備と、段階的に整備を進めていくこととする。

6. 地区別整備計画

地区・区分	整備内容	備考
館跡外構部分	<p>○市道から枳形虎口に続く、登城道と想定される里道について、その規模と構造等を発掘調査等で十分に把握した上で、修復・復元整備を行う。この里道は、現状では溪流化しているため、排水処理の方法にも史跡景観を損なわない手法で検討する。</p> <p>○館跡の正面口である石垣・石段をもつ枳形虎口遺構は、現在、土嚢で崩壊防止の養生措置を行っているが、崩壊状況の把握、発掘調査を実施、石積技術についての十分な考証を行い、その成果に基づいて石垣の修理及び復元を行い、往時の雰囲気を感じられる、登城道と連続した館跡の出入り口として活用する。</p> <p>○石垣・石列・切岸・土塁については、戦国期の居館の状況を視覚的に実感できるように、修復が必要な箇所を把握を行った上で、今後も崩壊が進む可能性が高い部分については修復を行う。また、切岸や石垣部分の露出・復元・板塀等の一部復元を実施する。</p>	<p>○昭和33年に切岸の一部を削って設置された館跡に登る石段(整備)については、撤去はせずに現状のまま利用を続けていくこととする。</p>
館跡内部	<p>○当面は遺構面の保全管理を基本として、遺構の保存に影響を与える樹木伐採や、遺構の見通しを確保する目的での択伐を進めていく。</p> <p>○館跡内の建物遺構については、これまで実施した限られた範囲での確認調査では内容的に限界があり、実態解明には至っていないのが現状である。 このため、今後の整備に伴う発掘調査を実施し、その成果に基づいて建物遺構の復元等の整備手法の実現可能性について、検討を行う。</p>	<p>○館跡内部の主要部と考えられる部分については、民間信仰施設が存在しているため、今後、施設の移転について協議を進める。</p>



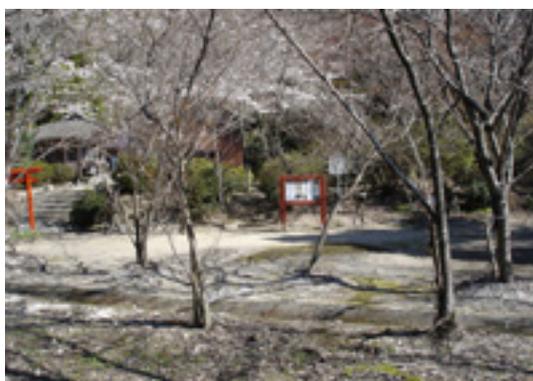
遠景（南東から）



①現在の入り口



②虎口



③曲輪（平場）



④石垣

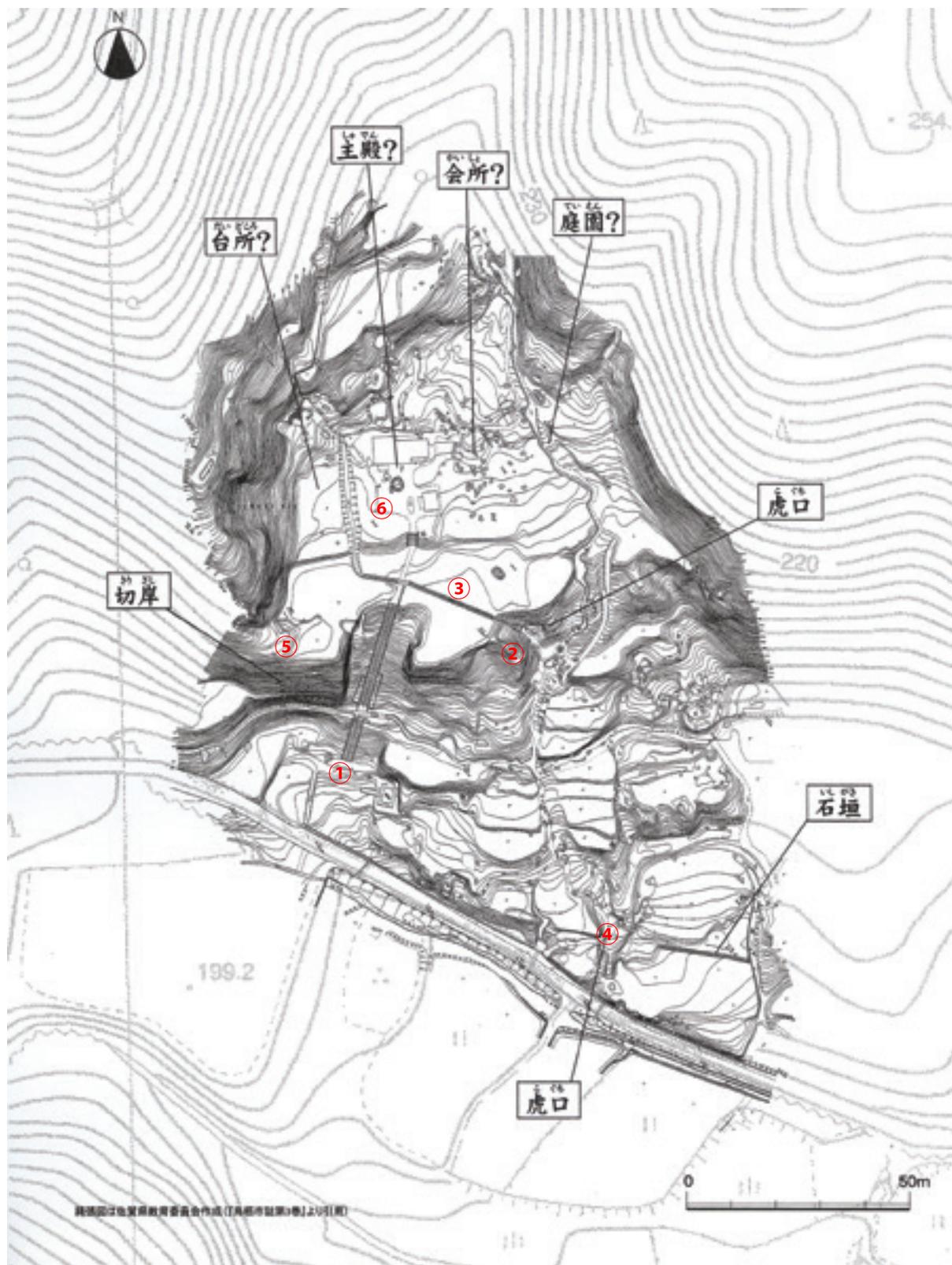


⑤切岸



⑥民間信仰施設

6. 地区別整備計画



筑紫氏館跡測量図



6. 地区別整備計画

■筑紫氏館跡発掘調査一覧■

番号	遺構	出土遺物	特記事項	調査年度	備考
1	—	—		平成7	
2	—	—		平成7	
3	二段の遺構面 ・柱穴・焼土	青花・土師器・備前		平成7	
4	集石	土師器小皿片・瓦片		平成7	
5	平坦面	磁器の椀底部	地表約 65 cm下	平成7	
6	遺構面	青花		平成7	
7	平坦面・段落ち	—	西側約 65 cm下	平成7	
8	平坦面	—	地表下約 20～50 cm遺構無し	平成7	
9	石垣・枅形虎口	青花・瓦片・瓦質土器	八段の石段	平成7	
10	—	—		平成7	
11	石塁	青花細片		平成7	
12	炭化物・焼土片	青花・土師小片		平成7	
13	石塁東縁側	青花・土師片		平成7	
14	石垣	青花・土師片		平成7	
15	石塁	—		平成7	
16	石垣(石塁)	—		平成7	
17	石垣(石塁)	瓦片		平成7	
18	—	瓦片		平成7	
21	—	磁器・土師器	上段(北)焼土面、下段(南) 2 m以上の盛土	平成11	A-1
22	—	—	上段(北)焼土面	平成11	A-2
23	—	—	—	平成11	A-3
24	不明土坑	陶器・瓦器・土師器	硬化面あり。焼土、炭化物	平成11	A-4
25	石垣列・柱穴 ・側溝?	陶磁器・瓦器	焼けた土壁、焼土、炭化物、 遺物多数出土	平成11	A-5
26	—	磁器・土師器	上部削平、約 0.15 m下岩盤	平成11	A-6
27	—	土師器	館造成(現地地表下約 0.3 m)	平成11	A-7
28	石列(池護岸か)	磁器・瓦	現地地表下 2.5 mで下底面、瓦 多数出土	平成11	A-8
29	—	—	谷出口で大小レキ埋没(下底 面まで完掘できず)	平成11	A-9
30	—	土師器	現地地表下約 0.8 mで遺構面、 焼土、炭化物	平成11	A-10
31	—	磁器	館造成(現地地表下約 0.4 m)	平成11	A-11
32	—	—	—	平成11	A-12
33	—	磁器	—	平成11	A-13
34	側溝?	—	焼土、中国銭	平成11	A-14
35	—	土師器・瓦	レキ、瓦片等転落	平成11	A-15
36	—	土師器・瓦	土師皿片多数出土	平成11	A-16
37	—	磁器・土師器・瓦	2 m以上埋没、瓦片東北側より 流入	平成11	A-17
38	土壁列・柱穴 ・土坑	磁器	焼けた土壁列、東側に石段の 出入り口	平成11	B-1・2
40	—	—	—	平成11	B-3
41	—	—	—	平成11	B-4
42	—	—	焼土、炭化物	平成11	B-5
43	—	磁器	焼土、炭化物	平成11	B-6
44	—	磁器	平場土手の石垣	平成11	B-7
45	—	—	—	平成11	C-1
46	不明土坑	土師器	—	平成11	C-2

※ 19、20、39 番は欠番

6-3 勝尾城跡地区の整備

勝尾城は標高約 500m に位置する。筑紫氏の本城である。山頂に主郭部、東から南にかけて延びる尾根上に平場（曲輪）を配置し谷を取り囲むような構えとなっている。山頂を削りとした特徴的な台形の姿は、市街地からも視認でき、遺跡のランドマーク的な存在である。勝尾城跡は、市民から城山（じょうやま）と呼ばれ、児童・生徒の遠足や登山などに活用されている。

整備の方法としては、戦国時代の古城の雰囲気を目視的に体感できるように遺跡の特徴的な遺構である石垣や石垣列、枡形虎口などの筑紫氏による当時の最先端の築城技術の遺構修復を基本とする。

対象地区・区分	整備内容	備考
主郭部	<ul style="list-style-type: none"> ○石垣、石段、石敷き、枡形虎口、土塁、横堀、堀切、畝状縦堀等で崩れた地点や修復が必要な箇所を把握し、崩壊が進む可能性が高い部分については修復を行う。 ○これまでの発掘調査において未解明な地点やさらに詳細な把握が必要な地点については、調査を実施し、その成果により建物配置や虎口、登城道が確定された場合は復元整備の検討を行う。 ○平場（曲輪）の整備は、遺構面の保護を基本とし、平場の様子がわかるよう、下草刈を行い自由に見学できるようにする。 ○遺構保存のため、石垣や土塁等に生えている樹木は適切に伐採する。それ以外については、伐採を行い見通しの確保に努める。 	○伐採及びサインの整備については、随時進めていく。
伝二ノ丸	<ul style="list-style-type: none"> ○主郭部の東に配置され、東からの侵入を防ぐための構えである。遺構の特徴としては、およそ 100m に及ぶ防塁状の石垣列と内枡状虎口をもち、石列の南端に堀切を有し、遮断性の高い堅固な構造である。 ○石垣列、内枡形虎口、櫓台、堀切等で保存状況の把握を行った上で、明らかに崩落し今後も破壊が進む可能性が高い部分については修復を行う。 ○遺構保存のため、石垣や土塁等に生育する樹木は適切に伐採する。それ以外については、伐採を行い見通しの確保に努める。 	○伐採及びサインの整備については、随時進めていく。

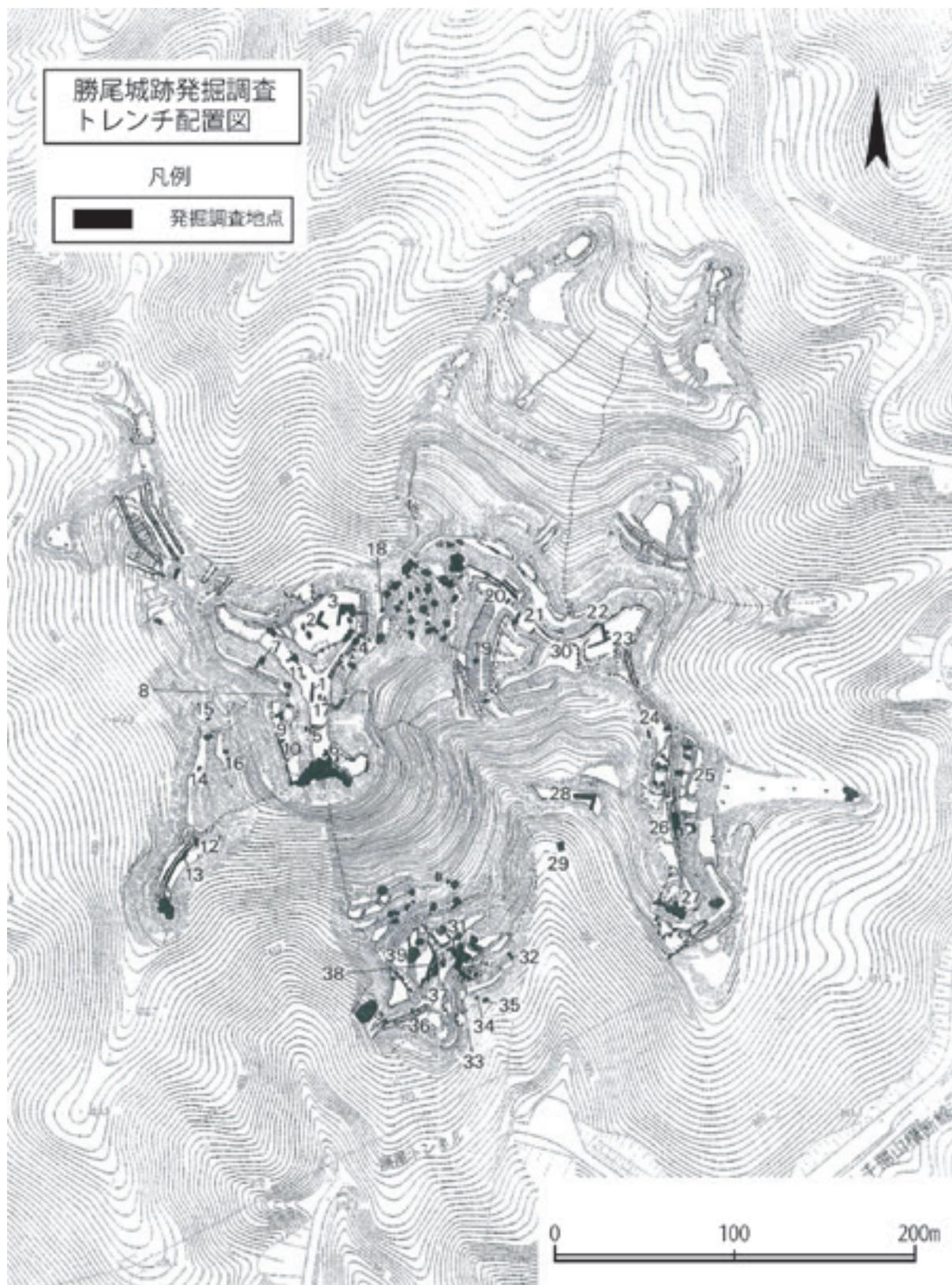
6. 地区別整備計画

対象地区・区分	整備内容	備考
大手曲輪	<ul style="list-style-type: none"> ○主郭と伝二ノ丸跡の南側斜面の中腹に配置する城の大手口にあたり、防備の要となる遺構である。曲輪（平場）の整備は、遺構面の保護を基本とする。また、平場の様子がわかるよう、下草刈を行い自由に見学できるようにする。 ○石垣列、枅形虎口、櫓台、堀切等で保存状況の把握を行った上で、明らかに崩落し今後も破壊が進む可能性が高い部分については修復を行う。 ○遺構保存のため、石垣や土塁等に生えている樹木は適切に伐採する。それ以外については、伐採を行い見通しを確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○伐採及びサインの整備については、随時進めていく。
散策ルート	<ul style="list-style-type: none"> ○勝尾城の見学ルートとしては、館跡からの東回りの城山登山道コースと西回りの自然遊歩道コースがある。両コースとも徒歩で約50分程度を所要し、やや険しい箇所もある。散策道の整備にあたっては、これを主要な散策ルートとして整備するが、来訪者の年齢や体力に応じたコースの設定も必要である。 ○戦国期の山城の様子が体験でき、合わせて自然観察も楽しむことができる散策道の整備を図る。来訪者が安全かつ快適に散策できるように案内説明板、誘導標識、ベンチ等の施設を適宜設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○伐採及びサインの整備については、随時進める。 ○広域基幹林道の開通（26年度予定）後は、自動車の乗り入れが可能となり、勝尾城跡への短縮コースとして、見学ルートの幅が広がるとともに、来訪者数の増加が見込まれると考えられる。
防災整備	<ul style="list-style-type: none"> ○遺跡全体の地質は花崗岩であり、比較的に固い地盤であるが、近年の集中豪雨による影響で、南麓の館跡が雨水で土砂災害が発生している。その要因の1つに考えられるのが、山林内の管理が不十分であるため、林内は次第に樹木で密生して、荒廃が進んでいる状況である。この状態が続けば、地面自体が不安定となり土砂が流出する可能性が高くなるため、山林の適切な伐採を行い、林内に日光を取り入れ、健全な樹木及び土壌の育成を図ることで、雨水の浸透量や保水量を上げ、土砂の流出の抑制を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○伐採にあたっては、遺構保存に影響を与えない方法で行い、農林部局と調整して進める。



館跡～勝尾城跡への散策ルート

6. 地区別整備計画



■勝尾状跡発掘調査一覧■

番号	遺構	出土遺物	特記事項	調査年度
1	整地面	陶磁器・土師器	一部攪乱	平成 15
2	整地面・配石遺構	陶磁器・土師器	約 1 m 四方の方形の配石	平成 15
3	整地面・土塁 ・礎石?	陶磁器・土師器	土塁は主郭整地と同時期	平成 15
4	石段	陶磁器・土師器	主郭虎口	平成 15
5	石垣	土師器	裏込め石無し	平成 15
6	通路?	磁器・瓦	石敷き	平成 15
7	横堀・土塁	磁器・土師器	約 1.5 m 埋没、外側に土塁、断面逆台形	平成 15
8	削平地・平場	陶磁器	—	平成 15
9	削平地・平場	白磁	—	平成 15
10	石列	磁器	—	平成 15
11	石敷き遺構	陶磁器・瓦器・土師器	約 12.1 m × 5.8 m + α の規模	平成 15
12	—	—	—	平成 15
13	削平地・平場	—	—	平成 15
14	削平地・平場	—	—	平成 15
15	削平地・平場	—	—	平成 15
16	削平地・平場	—	—	平成 15
17	石段・整地面	陶磁器	整地面から積まれた石段	平成 15
18	堀切	磁器	約 1 m 埋没、断面逆台形?	平成 15
19	堀切	磁器	殆ど埋没無し	平成 15
20	横堀	磁器	約 1 m 埋没、断面逆台形	平成 15
21	通路	磁器	虎口に続く土塁状の高まり	平成 15
22	削平地・平場	土師器	—	平成 15
23	削平地・小穴	磁器・瓦器	—	平成 15
24	削平地・小穴	陶磁器・瓦器	—	平成 15
25	削平地・平場	—	—	平成 15
26	虎口	—	右折れの通路	平成 15
27	削平地・平場	—	—	平成 15
28	削平地・小穴	陶磁器・瓦	勝尾城の南谷中の緩斜面	平成 15
29	整地面	磁器	勝尾城の南谷中の緩斜面	平成 15
30	削平地・平場	—	—	平成 15
31	虎口・通路	磁器・瓦器	石垣の虎口に続く石敷通路	平成 15
32	削平地・平場	陶磁器	—	平成 15
33	通路	—	石敷通路に続くと思われる	平成 15
34	—	—	—	平成 15
35	削平地・小穴	磁器	—	平成 15
36	削平地・平場	—	—	平成 15
37	削平地・小穴	磁器	—	平成 15
38	削平地・平場	陶磁器	—	平成 15
39	堀切	—	殆ど埋没無し	平成 15

6. 地区別整備計画



①遠景（南から）



②石垣



③切岸



④主郭の曲輪（平場）



⑤主郭上段部



⑥横堀と切岸



⑦虎口石垣



⑧伝物見岩（主郭平場から）



⑨伝二ノ丸の虎口



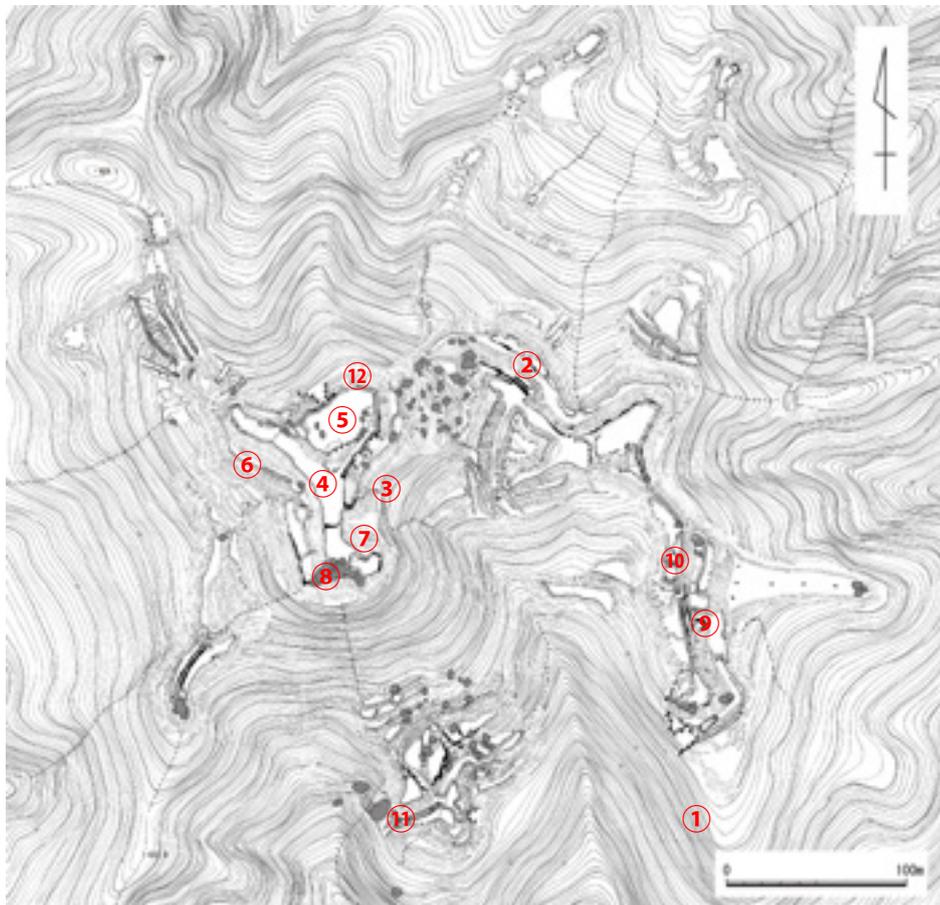
⑩伝二ノ丸の石垣列



⑪大手曲輪の堀切



⑫土塁



勝尾城跡縄張図

6-4 その他の地区

葛籠城跡・筑紫氏館跡・勝尾城跡の3地区の整備終了後は、山城地区（高取城跡、鏡城跡、若山砦跡、鬼ヶ城跡）や城下域地区（家臣団屋敷跡、寺社跡、新町町屋跡、惣構空堀跡）について、順次整備を進めていくこととなる。具体的には短期及び中期整備事業が終了する目途がついた段階で、基本計画の見直しを行い、これらの地区について優先順位も含め、詳細な計画を詰めていくこととなる。

この地区の整備事業着手はかなり先のこととなるが、この間もこれらの地区を現況で放置しておくのではなく、伐採やサインの設置等の保存修景の整備や、土塁等の遺構残存状況を把握などの保全管理に必要な情報を収集する基礎調査については、随時継続して実施していくため、保全管理を中心としてある程度の整備は進めていくこととなる。

対象地区・区分		整備内容	備考
山城地区	高取城跡 鏡城跡 若山砦跡 (鬼ヶ城跡)	<ul style="list-style-type: none"> ○石垣や空堀等の縄張りなど戦国時代の城砦遺構を、自然観察も楽しみながら見学できるように、遊歩道的な散策ルートを設定し、来訪者が安全かつ快適に散策できるように、説明板や誘導標識板を適宜設置する。 ○現況では主郭（山頂）から市街地など周囲が眺望できないため、適宜樹木を伐採して眺望を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○伐採及びサインの整備については、随時進めていく。 ○高取城の一部、鬼ヶ城の全域は現在史跡ではないため、整備を行うに際しては追加指定する必要がある。
城下域地区	家臣団屋敷跡 寺社跡 新町町屋跡 惣構空堀跡	<ul style="list-style-type: none"> ○戦国期の城下町を実感できるように、見学のポイントとなる空堀や土塁、石垣等の保存状況の把握を行った上で、明らかに崩落し今後も損壊が進む可能性が高い部分については修復整備を行うこととする。 ○建築物の復元的整備等は基本的に行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○伐採及びサインの整備については、随時進めていく。 ○現在家臣団屋敷跡及び惣構空堀の一部に史跡ではない地区があり、整備を行うに際しては追加指定する必要がある。

7. 事業計画

7-1 事業スケジュール

勝尾城筑紫氏遺跡のような大規模史跡の整備は、技術的にも財政的にも短期間で完了するものではなく、今後の現況調査や発掘調査等の実施結果による新たな知見を反映させることによる整備内容の修正や追加などを弾力的に行う必要があるなど、確固とした理念のもとに長期間にわたって取り組んでいく事業となる。

事業全体のスケジュールとしては、葛籠城跡地区を対象とする短期整備計画を事業期間7年（平成25年度～31年度）、筑紫氏館跡地区及び勝尾城跡地区を対象とする中期整備計画を事業期間8年（平成32年度～39年度）、その他の地区を対象とする長期整備計画を事業期間10年（平成40年度～49年度）とする。

短期整備事業中においては、中期整備事業計画対象地の公有地化事業及び基本設計の段階で必要となる遺構の情報を収集する現況調査や発掘調査を一部先行させる。また、長期整備計画対象地区における伐採やサイン設置等の保存修景や、土塁等の残存状況調査など保全管理に必要な情報を収集する基礎作業については、事業着手前の段階から、可能な範囲で先行・継続していくこととする。

整備対象各地区の事業スケジュールは下表のとおりである。これらの期間の中で、①公有地化 ②現況調査 ③発掘調査 ④基本設計 ⑤実施設計 ⑥整備工事のメニューを段階的に実施していくこととなる。

対象地区	事業スケジュールの概要
葛籠城跡地区	【事業着手：平成25年度 事業期間：7年】 先ず公有地化事業から着手し、引き続き現況調査及び発掘調査、実施計画・設計を経て、整備工事を実施する。
筑紫氏館跡地区	【事業着手：平成28年度 事業期間：9年】 公有地化事業及び石垣や土塁の残存状況調査など保全管理に必要な情報を収集する基礎作業を先行する。その成果や発掘調査の結果を元に、整備基本計画の見直しを図りながら進める。
勝尾城跡地区	【事業着手：平成30年度 事業期間：10年】 公有地化事業及び石垣や土塁の残存状況調査など保全管理に必要な情報を収集する基礎作業を先行する。その成果や発掘調査の結果を元に、整備基本計画の見直しを図りながら進める。
その他の地区	【事業着手：平成40年度 事業期間：10年】 整備事業の進捗に合わせて、整備対象地区の史跡追加指定を図り、ガイダンス施設や便益施設の整備も含め、基本計画の見直しを図りながら進める。

7-2 年次計画

短期及び中期整備事業を中心とした年次計画は次表のとおりである。

史跡 勝尾城筑紫氏遺跡保存整備計画 (年度)

整備メニュー		短期整備計画					中期整備計画					長期整備計画						
		25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40～48	49
葛籠城跡地区	保存																	
	整備	公有化																
		現況調査																
		発掘調査																
筑紫氏館跡地区	整備	基本設計 実施設計																
		整備工事																
		公有化																
		現況調査																
勝尾城跡地区	整備	発掘調査																
		基本設計 実施設計																
		整備工事																
		公有化																
全体	整備	現況調査																
		発掘調査																
		基本設計 実施設計																
		整備工事																
		公有化																
		現況調査																
その他の地区																		
全体	整備	計画見直し																
		保全管理																
		動線・サイン																
		便益施設																
		ガイドランス																
		事業報告書																

7-3 公有地化計画

現在、史跡指定地（約230ha）の公有地（国・県・市有地）の割合は約14%であり、大部分（約86%）が私有地である。

史跡の公開・活用を目的として本格的な整備事業を実施するに際しては、事業を確実に進め、また、整備後の維持管理等にも充分に対応するためにも、対象地を公有地化しておく必要がある。

勝尾城筑紫氏遺跡は、史跡指定地が広範囲に及ぶことから本格的整備を実施する部分については、その整備手法も含め厳密に検討を行う必要がある。

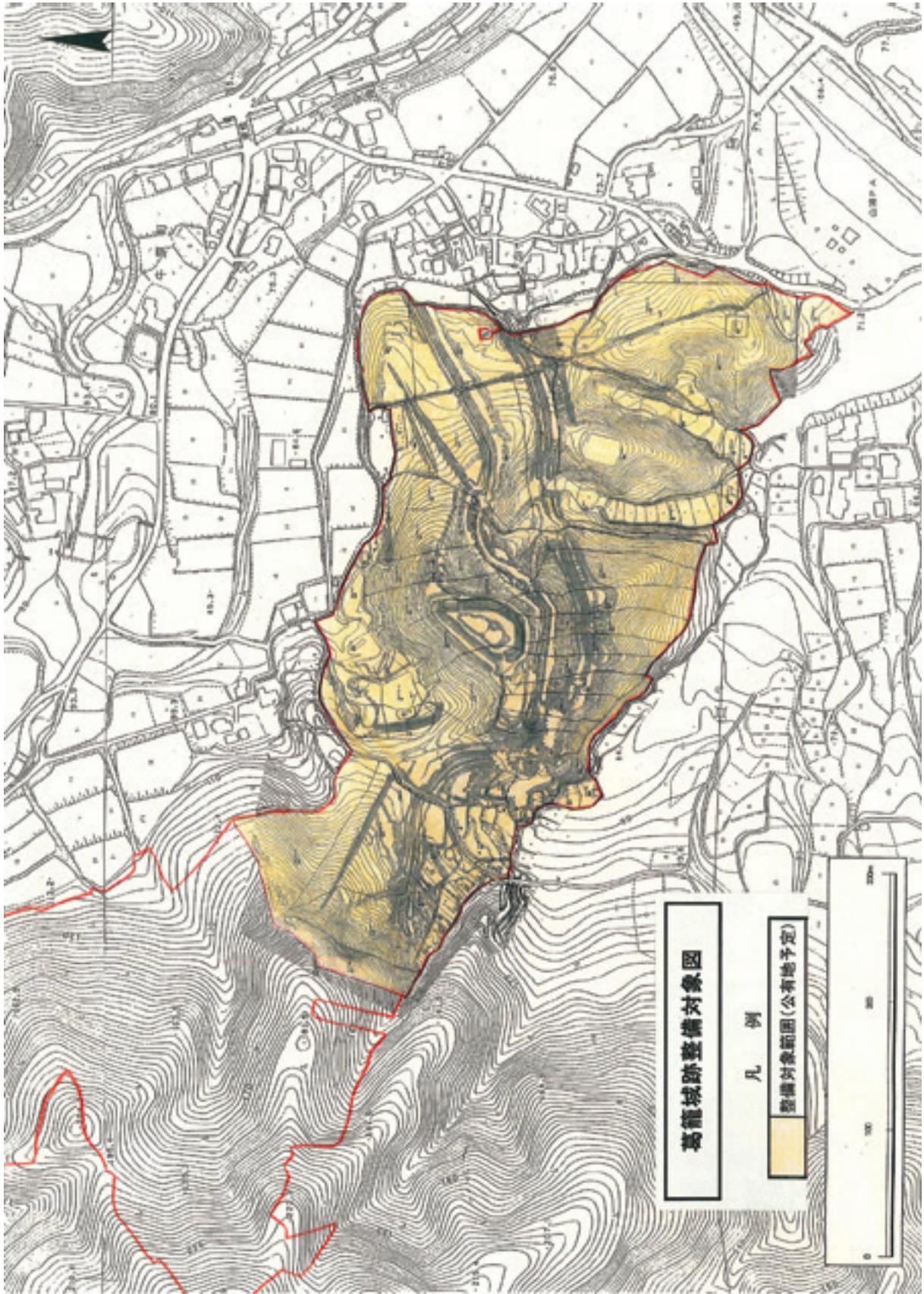
土地の公有化に当たっては、将来にわたり史跡を保存活用するためにも所有者の意向を尊重しながら、適正に公有化を図らなければならない。

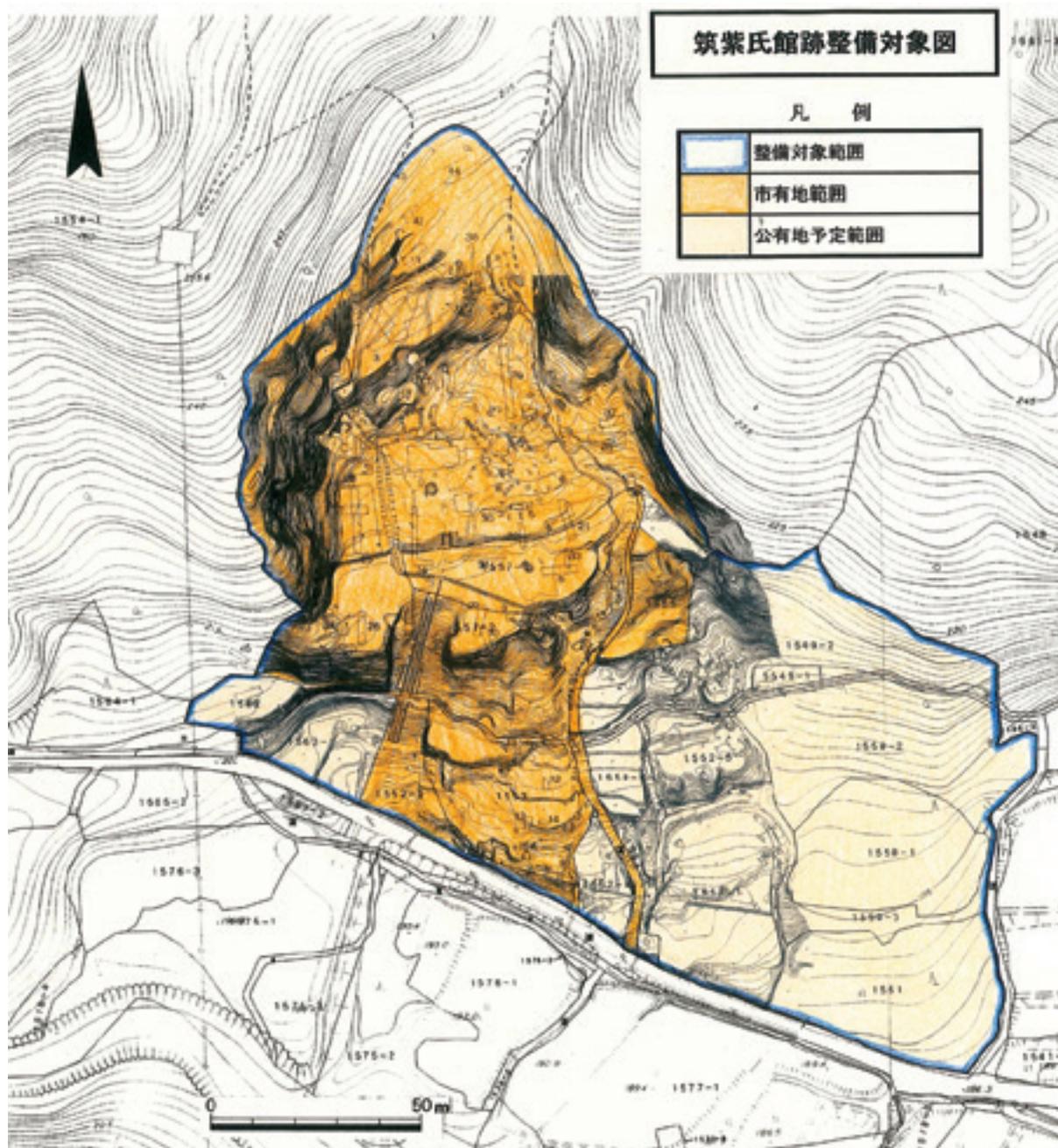
そのため、整備基本計画策定後、当面は葛籠城跡地区（約125,000㎡）、筑紫氏館跡地区（約10,000㎡）、勝尾城跡地区（約349,000㎡）の順に、計画的に公有化を進めて行くこととする。なお、公有化は国庫補助及び県費補助事業で行い、それぞれの地区毎に複数年度に分割して実施するものとする。

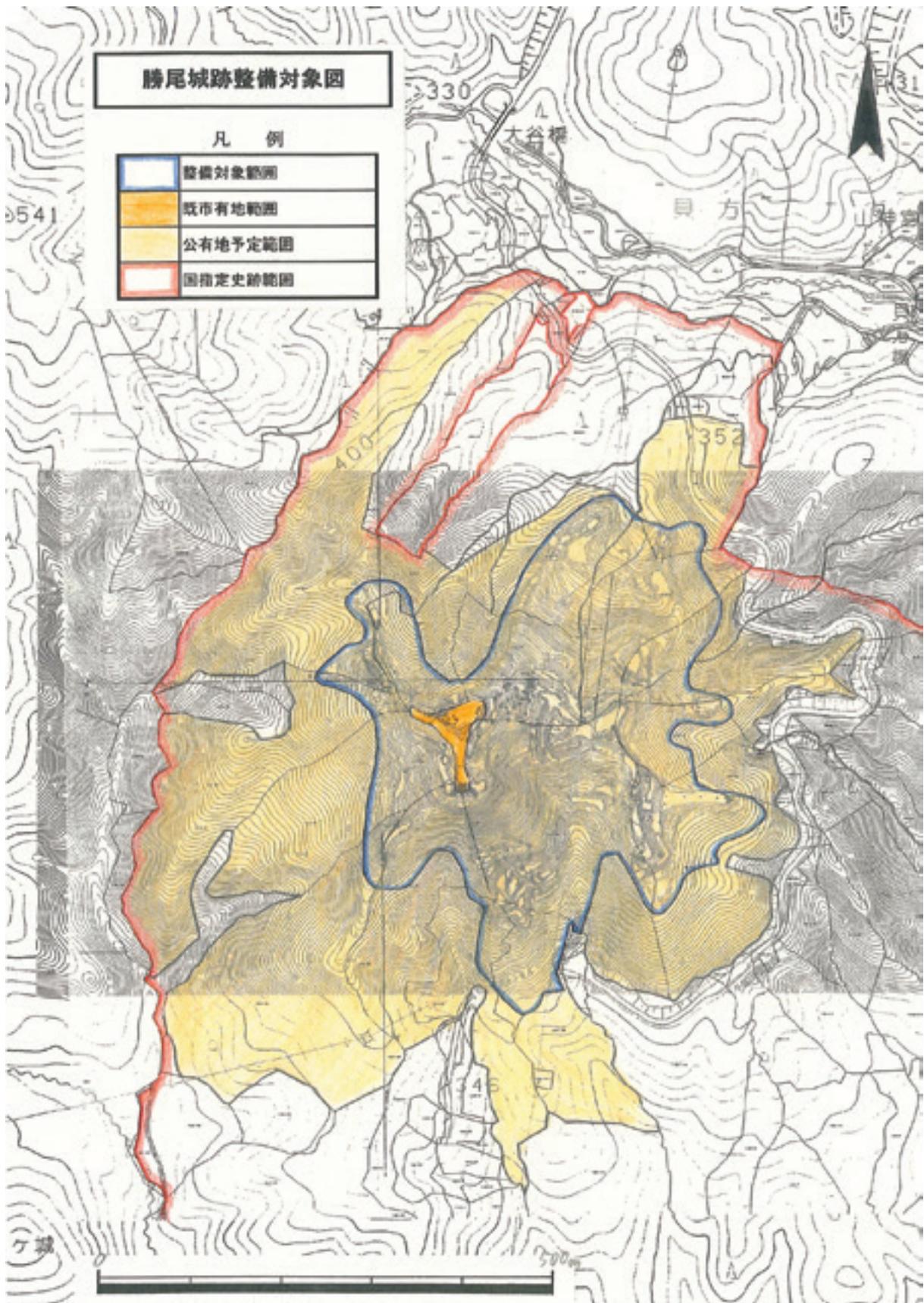
なお、現状変更の制限により所有者が損失を受けることになった場合などは、緊急的な措置として、整備計画に基づく公有化計画とは別に、史跡保存管理計画の指針に沿って、当該地の公有化を検討する。

当面の公有地化計画

予定時期	地 区	筆数・面積	内訳		
			地目	筆数	面積（㎡）
短期	平成25～27年度 葛籠城跡地区	86筆 125,089㎡	山林	67	109,060
			原野	7	11,647
			田	8	3,228
			畑	2	943
			宅地	1	165
			池沼	1	46
中期	平成28～29年度 筑紫氏館跡地区	13筆 10,151㎡	山林	5	4,511
			原野	4	1,056
			田	4	4,584
	平成30～34年度 勝尾城跡地区	21筆 349,414㎡	保安林	9	243,124
			山林	12	106,290







7-4 推進体制

勝尾城筑紫氏遺跡の史跡整備事業を将来にわたり着実に進めていくため、事業主体となる鳥栖市教育委員会（生涯学習課文化財係）を中心に、勝尾城筑紫氏遺跡庁内連絡会議を構成する庁内の関係各課（総務課、総合政策課、財政課、商工振興課、環境対策課、農林課、建設課、都市整備課、学校教育課）との連絡調整を密に行い、推進体制の強化を図っていくこととする。

同時に、勝尾城筑紫氏遺跡保存整備委員会委員等の専門家、勝尾城筑紫氏遺跡地元協議会の議論を踏まえながら、整備事業の方向性を定めていく。

なお、日常的な史跡の保全管理の体制についても、行政と市民とが協働して史跡の管理・運営を担う体制づくりを、行政が主体となって進めていくことが責務となる。

史跡勝尾城筑紫氏遺跡整備基本計画

平成25年2月27日 策定

策定・発行 鳥栖市

編集・印刷 鳥栖市教育委員会

佐賀県鳥栖市宿町1-1-18番地